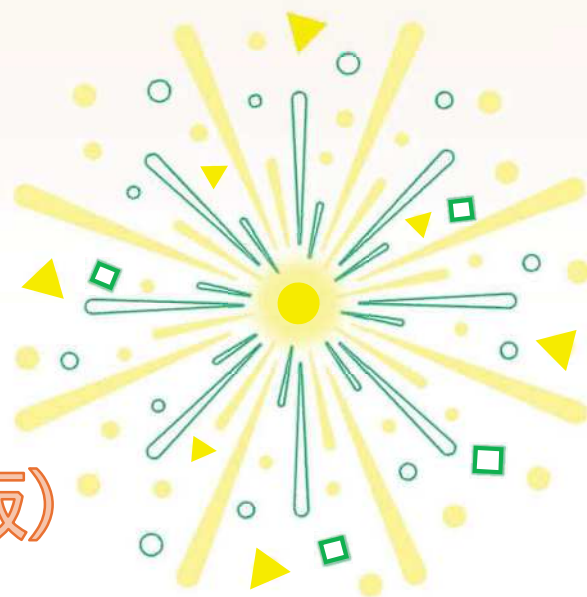
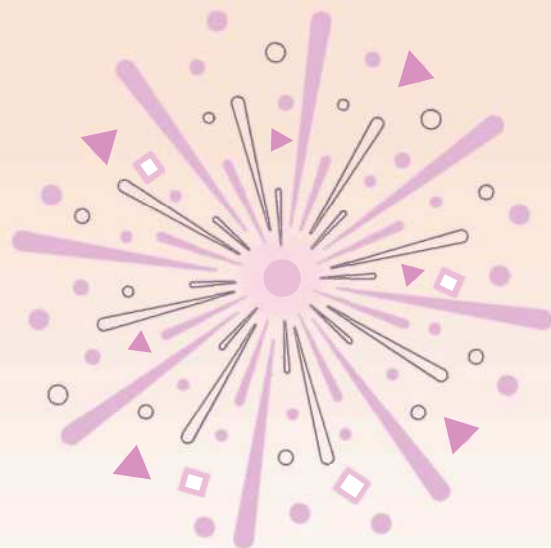
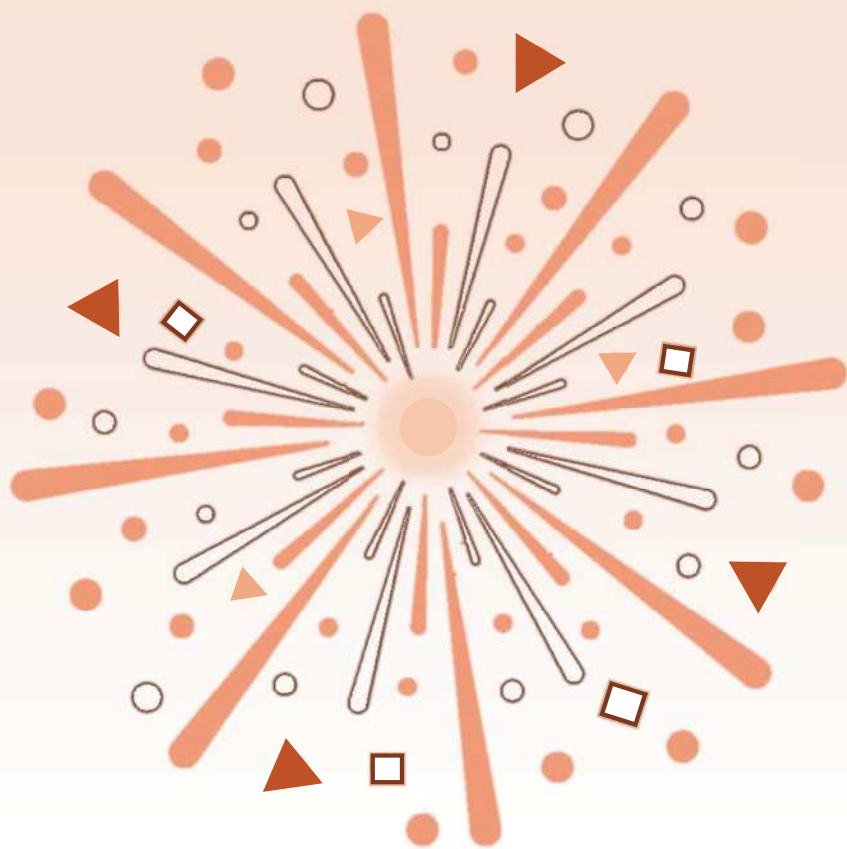




第4次越谷市

男女共同参画計画（改定版）

令和8年度～令和12年度（2026年度～2030年度）

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～



令和8年（2026年）3月

はじめに



本市では、令和3年度に策定した「第4次越谷市男女共同参画計画」に基づき、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を進めてまいりました。市政世論調査の結果においても、年を追うごとに性別による役割分担の意識が解消されつつあることが見てとれます。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活困窮、DVや性被害・性暴力、家族関係の破綻といった様々な問題が顕在化したことや、雇用形態・家族形態が多様化するなど、私たちを取り巻く社会情勢等は大きく変化しています。

また、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されたことにより、困難女性支援基本計画の策定も必要となりました。

こうした社会情勢の変化や新たな法整備等に対応するため、現行の「第4次越谷市男女共同参画計画」の計画期間の中間年度となる令和7年度に一部見直しを行いました。今後も、本計画の基本理念である「誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認め合う社会」をめざして、各施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、計画の改定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただいた「越谷市男女共同参画推進委員会」委員の皆様、パブリックコメントなどを通じてご協力をいただいた市民の皆さんに、心からお礼申し上げます。

令和8年（2026年）3月

越谷市長 福田 晃

目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1 計画見直しの背景	1
2 男女共同参画政策をめぐる動向	2
3 越谷市のこれまでの取組みと今後の課題	6
第2章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念	17
2 計画の目的	18
3 計画の位置づけ	18
4 計画の期間	19
5 計画の構成	19
6 計画の特徴	20
第3章 計画の推進	21
1 男女共同参画推進体制	21
2 年次報告書の作成・公表	23
第4章 計画の内容	24
1 計画の体系	24
2 計画の目標	26
3 計画の内容	27
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	27
施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	27
施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	29
基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり	30
施策の方針3 女性の活躍の推進	30
施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	32
基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり	33
施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進	33
施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり	35
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶	36
施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	36
支援体制	38
第5章 数値目標・モニタリング指標	39
1 数値目標一覧	39
2 モニタリング指標	41
資料	42
1 計画策定までの経緯	42
2 答申書	44

3	越谷市男女共同参画推進委員会委員名簿	46
4	男女共同参画に関する国内外の動き	47
5	関係条例等	52
	越谷市男女共同参画推進条例	52
	越谷市男女共同参画推進条例施行規則	56
	越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例.....	58
	越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則.....	60
	越谷市男女共同参画行政推進会議設置要綱	62
6	関係法令等	66
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	66
	男女共同参画社会基本法	71
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	74
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	85
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	92
7	用語の解説	96

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの背景

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 17 年（2005 年）3月に「越谷市男女共同参画推進条例（以下「推進条例」という。）」を制定しました。令和3年（2021 年）3月には「第4次越谷市男女共同参画計画」（令和3年度～令和 12 年度）を策定し、一人ひとりの男女が性別にかかわらず個人として尊重されるとともに、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、施策の一層の充実を図ってきました。

しかし、若い世代を中心に意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される「性別による固定的役割分担意識」とそれに基づく社会制度や慣行が依然として残っており、女性の社会参画や男性の家庭生活などへの参画が十分に進んでいない現状があります。

また、近年頻発する地震や台風・集中豪雨などの災害時には、避難所運営に男女共同参画の視点を取り入れる必要性も指摘されています。

加えて、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）をはじめとするジェンダー¹に基づくあらゆる暴力の根絶、性的指向²やジェンダーアイデンティティ³による少数者（以下「性的少数者」という。）に対する理解と支援、ハラスメント防止など、新たな取り組みが必要とされています。

この間、令和元年（2019 年）に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢は大きく変化しました。特に、家事や育児、介護など、家庭における家事労働の負担が女性に集中したことや、多くの非正規雇用の女性が職を失ったこと、DVや児童虐待の増加など、様々な課題が表面化しました。

こうした課題に対応するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という。）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が改正され、令和4年（2022 年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）、令和5年（2023 年）には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、「LGBT理解増進法」という。）が新たに成立するなど法整備も進められてきました。

そこで、現行計画が中間年を迎えることから、新法及び社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとしました。

¹ 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような 男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

² 恋愛感情や性的感情を抱く対象となる性別を示す概念のこと。異性、同性、両性いずれに向く人や、どのような性別にも恋愛感情や性的感情を抱かない人などもある。

³ 自分の性をどのように認識しているかということ。生物学的な性別と一致する人、一致しない人のほか、「どちらでもない」「どちらの性別かわからない」などの認識を持つ人もいる。「性自認」、「心の性」と表すこともある。

2 男女共同参画政策をめぐる動向

(1) 国際的な動き

①男女共同参画の国際基準

昭和 54 年（1979 年）の第 34 回国連総会において、男女の完全な平等の達成を目的とし、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。日本は昭和 60 年（1985 年）にこの条約を批准しています。

その後、平成 7 年（1995 年）に北京で開催された「第 4 回世界女性会議（北京女性会議）」において、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。これらは男女共同参画の国際的な基準として位置づけられ、以降 5 年ごとに世界全体で進捗状況と課題の振り返りが行われています。

平成 27 年（2015 年）9 月に開催された国連サミットでは、持続可能な開発目標（SDGs⁴）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、国際社会全体で取り組むものとされています。目標の 1 つに「ジェンダーの平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメント⁵」が掲げられ、全ての目標とターゲットの進展に極めて重要であると位置づけられています。

また、令和 7 年（2025 年）には「北京宣言」及び「北京行動綱領」採択から 30 年を迎え、ニューヨークの国連本部で開催された国連女性の地位委員会において、進捗状況と今後の展望が議論されました。

②新型コロナウイルス感染症の拡大

令和 2 年（2020 年）より本格化した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、4 月には、国連女性機関（UN Women）が「COVID-19 と女性・女児に対する暴力」に関する報告書を公表しました。この報告書では、政府や国際機関、市民社会を含む社会の全てのセクターに対し、女性・女児に対する暴力対策のために追加財源の配分、証拠・データに基づいた措置、暴力被害者への支援強化、女性の政策決定・解決・復興プロセスへの参画促進を提言しています。

(2) 国内の動き

男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年（1999 年）に制定されました。この法律において、政府は男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めることとされ、これに基づき平成 12 年（2000 年）に国の「男女共同参画基本計画」が策定されました。

⁴ 2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

⁵ 自分自身の能力を最大限に発揮し、自己決定や自己実現を行えるよう力に引き出すこと

令和2年（2020年）に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、平成15年（2003年）に掲げた「指導的地位に占める女性の割合30%」を早期に達成すること、デジタル分野での女性活躍、コロナ禍で浮き彫りになった非正規労働者やDV被害者への支援が強調されました。

令和7年（2025年）8月に公表された「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」では、アンコンシャス・バイアス⁶の解消がより強調されるとともに、「指導的地位に占める女性の割合30%」の2030年までの確実な達成に向けた施策の具体化、テクノロジーの活用とジェンダード・イノベーション、「女性に選ばれる地方」と地域活性化、経済的自立とL字カーブの解消、多様な困難への寄り添いなどが示されています。

（3）男女共同参画に係る法改正等

「第4次越谷市男女共同参画計画」策定以降に成立、改正された主な法令等は次のとおりです。

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（令和3年（2021年）6月施行）

- ・候補者の選定方法の改善
- ・候補者となるにふさわしい人材の育成
- ・セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策

◆「育児・介護休業法」改正（令和4年（2022年）4月から段階的に施行）

- ・雇用環境整備および個別の周知・意向確認措置の義務化
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ・産後パパ育休（出産時育児休業）の創設及び育児休業の分割取得の可能化
- ・育児休業取得状況の公表義務化

◆「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）成立（令和4年（2022年）6月施行）

- ・契約締結時の説明義務化
- ・撮影時の出演者の安全の確保
- ・契約解除の無条件化

◆性犯罪に関する刑法等の改正（令和5年（2023年）7月施行）

- ・強制性交等罪を不同意性交等罪に改正し、同意がない性行為が犯罪となることを明確化
- ・性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げ
- ・16歳未満のこどもに対する性的目的の手なづけ（グルーミング）に関する罪を新設
- ・「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（性的姿態撮影等処罰法）により、性的な姿態の撮影・提供する罪を新設

⁶ 自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。成長の過程において社会風潮などから無意識のうちに身につけていくもので、性別によって役割やあるべき姿を決めつけることもアンコンシャス・バイアスのひとつとされる。

◆「LGBT理解増進法」成立（令和5年（2023年）6月施行）

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目的

◆「困難女性支援法」成立（令和6年（2024年）4月施行）

- ・「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明記
- ・困難な問題を抱える女性への支援について国や地方公共団体の責務を明記
- ・関係機関や民間団体との協働支援の推進

◆「DV防止法」の改正（①令和6年（2024年）4月施行、②令和7年（2025年）12月施行）

- ①・精神的なDVも接近禁止命令の対象に拡大
 - ・接近禁止命令違反への罰則の強化
 - ・接近禁止命令の期間を1年に延長
- ②・接近禁止命令における禁止行為に、いわゆる「紛失防止タグ」を用いた位置情報の無承諾取得等を追加

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の改正（令和7年（2025年）6月11日公布）

- ・令和8年（2026年）3月31日までの時限立法を10年間延長
- ・101人以上の企業に対し、男女間の賃金格差及び女性管理職比率の公表義務化

◆「独立行政法人男女共同参画機構法」成立（一部を除き令和8年（2026年）4月1日施行）

- ・男女共同参画施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として機構を新設（国立女性教育会館は廃止）
- ・地域課題の把握・解決に向け各地の男女センターへのバックアップ機能を強化

◆「男女共同参画社会基本法」の改正（一部を除き令和8年（2026年）4月1日施行）

- ・男女共同参画センターを「関係者相互の協働促進の拠点」と法的に位置づけ
- ・地方公共団体に対し、センター機能を単独または共同で確保する努力義務を規定

（3）県内の動き

埼玉県は、令和4年（2022年）3月に「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」を策定しました。同年7月には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を新たに制定しています。

また令和6年（2024年）3月には、「困難女性支援法」に基づき「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（令和6年度から令和8年度）を策定しました。

（4）越谷市の動き

本市は女性に関する施策の総合的な企画調整と調査研究を行うため、平成3年（1991年）10月に企画部都市文化課に女性担当を設置しました。平成6年（1994年）3月には、男女共同参画の推進に関する第1次計画となる「こしがや男女共生プラン」を策定し、同年6月には市内に全庁横断的な男女共同参画の推進組織である「男女共生行政推進会議」を設置しました。

平成 12 年（2000 年）8 月には、第 2 次計画となる「こしがや男女共同参画プラン」を策定し、「男女共生行政推進会議」を「男女共同参画行政推進会議」に改称しました。

平成 13 年（2001 年）7 月には、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」を開設。平成 15 年度（2003 年度）には、市民との協働による条例制定に向け、男女共同参画連続講座を開催し、平成 16 年度（2004 年度）には、条例に盛り込む事項について市民から広く意見を聴取するため、「男女共同参画推進審議会」を設置し審議を重ねました。その後、パブリックコメントを踏まえ、平成 17 年（2005 年）3 月に、「越谷市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 21 年（2009 年）4 月には、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」に指定管理者制度を導入し、指定管理者が持つ専門性の高い知識とノウハウの活用により、施設機能の充実と、効果的な男女共同参画の推進を図っています。

平成 23 年（2011 年）3 月には、「第 3 次越谷市男女共同参画計画」を策定し、DV 防止法に基づく市町村基本計画である『越谷市 DV 対策基本計画』を含める形としました。平成 27 年（2015 年）10 月には、DV 被害者支援の中心的な役割を担う機関として、DV 防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター⁷」の機能を持つ「女性・DV 相談支援センター」（以下、「相談支援センター」という。）を開設し、関係機関が連携したワンストップ支援を実施しています。

令和 3 年（2021 年）3 月策定の「第 4 次越谷市男女共同参画計画」は、「女性活躍推進法」に基づく市町村基本計画として『越谷市女性活躍推進計画』を含めるものとしました。同年 4 月には、性の多様性の理解促進と性的少数者への支援を目的に、「越谷市パートナーシップ宣誓制度⁸」を導入。令和 5 年（2023 年）4 月からは、こどもを家族として登録できる「ファミリーシップ制度」を開始しました。

令和 6 年（2024 年）4 月には、埼玉県内 62 市町村と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書」を締結し（令和 7 年 2 月県内全 63 市町村締結済）、同年 11 月に大阪府をはじめとする県外自治体とも広域連携を結んでいます。

令和 7 年度（2025 年度）は、「困難女性支援法」が施行されたことに伴い、法に基づく市町村基本計画として『越谷市困難女性支援基本計画』を含めるため、「第 4 次越谷市男女共同参画計画」の中間年度における見直しを実施しました。

⁷ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務づけられている DV 被害者救済のための拠点施設。

⁸ 双方又は一方が性的少数者である 2 人が、人生のパートナーとして協力し合う関係であることを公的に認める制度。

3 越谷市のこれまでの取組みと今後の課題

第4次越谷市男女共同参画計画では、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」、「男女が輝き活躍できるまちづくり」、「男女が安心して暮らせるまちづくり」、「男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」という4つの基本目標のもと、7つの施策方針を掲げ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施してきました。これまでの取組み内容と今後の課題は次のとおりです。

施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発

男女共同参画社会の実現には、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる意識づくりが欠かせません。こうした意識の醸成を図るため、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」では、講座の開催や情報誌の発行などを通じて、男女共同参画の理解と関心の向上に取り組んでいます。

また、性の多様性や性的少数者への理解を深めるための講座や、職員研修を実施するとともに、性的少数者の性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく自由な意思を尊重するため、パートナーシップ宣誓制度の実施による支援を行っています。

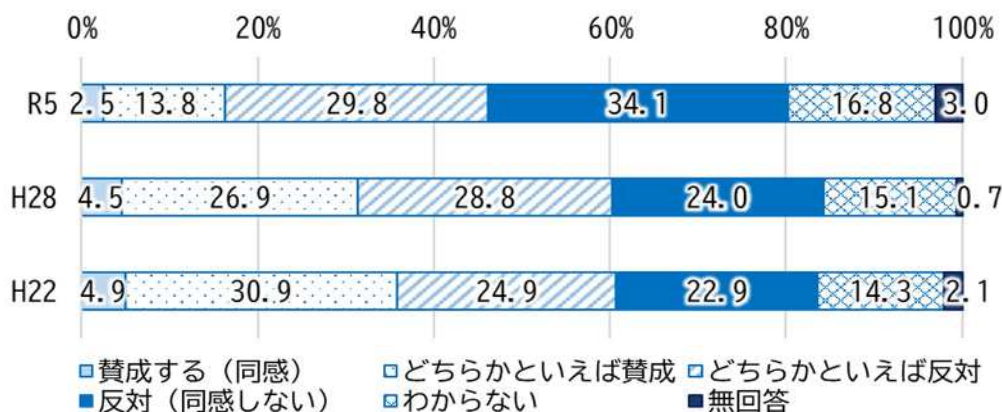
【今後の課題】

令和5年度（2023年度）に実施した市政世論調査においては、「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定的にとらえる回答が6割を超え、調査を重ねるごとにその割合は増加しています。このことから、市民の男女共同参画に対する意識醸成が着実に進んでいると推測されます。

しかしながら、性別や年代別に見ると、男性、高齢者、そして子育て世代である30代で、性別による固定的な役割分担意識が依然として強い傾向があります。今後の意識啓発においては、これらの層に向けた取組みを一層強化する必要があります。

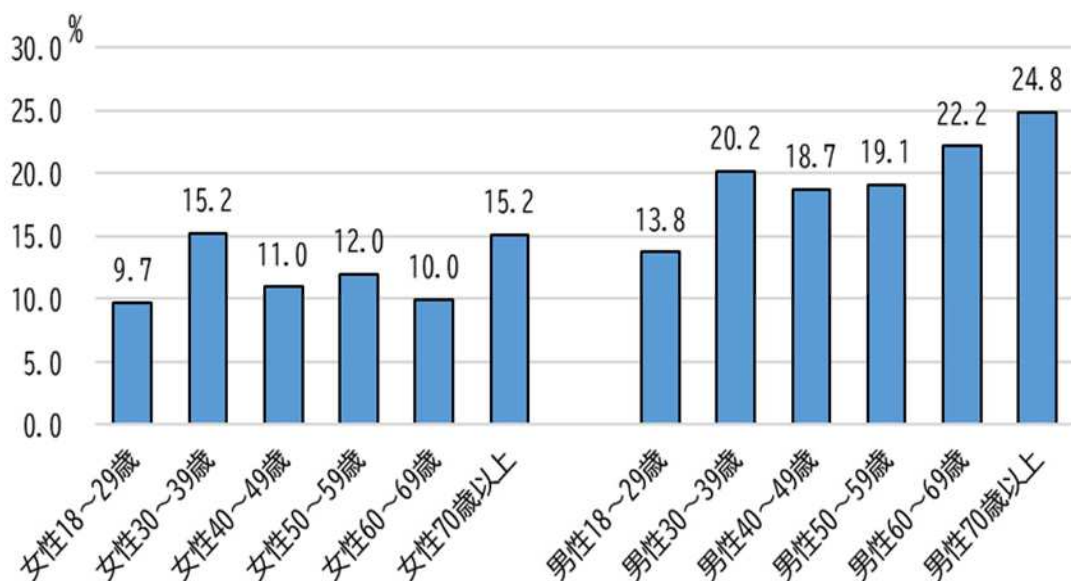
また、LGBT（性的少数者）という言葉を知っている人の割合が増加する一方、言葉は知っていても、内容は知らない人も増えており、今後は理解を深めるための啓発を行う必要があります。

◆「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担について



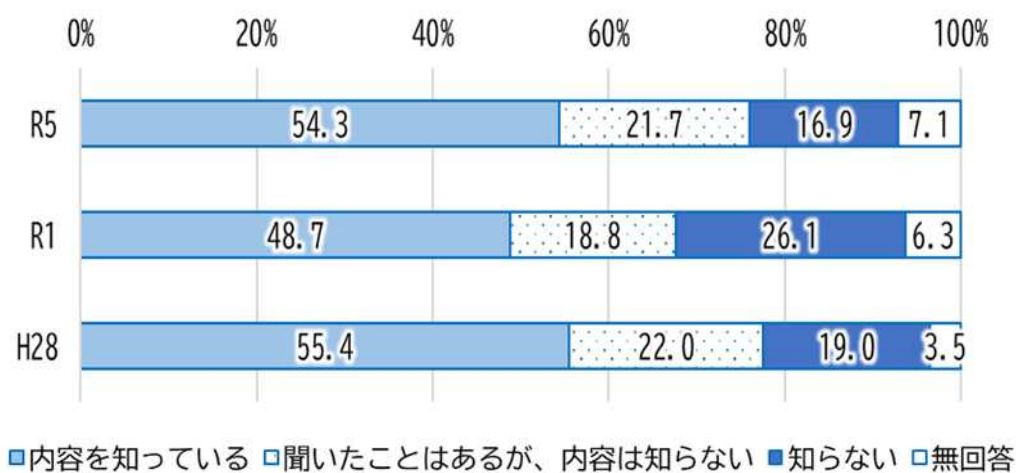
資料：越谷市市政世論調査

◆「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に「賛成」と回答した人の性別・年代別の分布



資料：令和5年度越谷市市政世論調査

◆LGBT（性的指向やジェンダーアイデンティティによる少数者）という用語の認知度



資料：越谷市市政世論調査

施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

幼少期から成長過程にかけて形成される性別による固定的役割分担意識は、男女共同参画の推進を妨げる大きな要因の一つです。こうした意識を解消するためには、幼児期や児童期における教育の役割が非常に重要となります。そこで、学校などにおいて男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう、教職員などへの研修や保護者への家庭教育における情報提供などの取り組みを行ってきました。

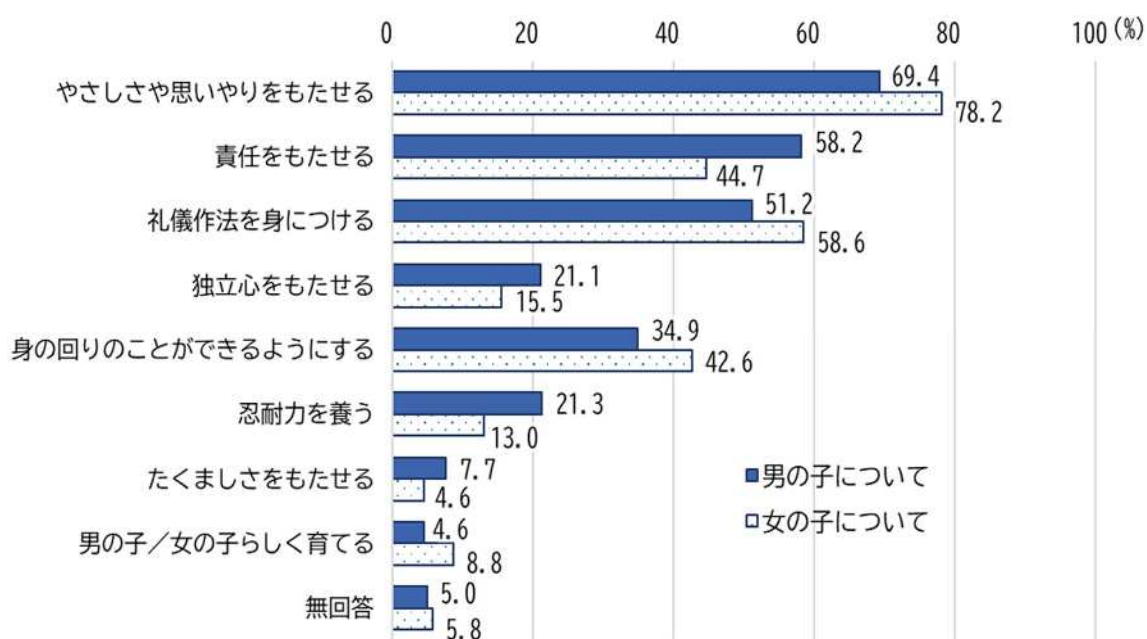
【今後の課題】

教育やしつけの場面で「男の子らしく育てる」「女の子らしく育てる」という考え方を支持する割合は低下傾向にあります。一方で、「責任をもたせる」は男の子が女の子より 13.5 ポイント、「やさしさや思いやりをもたせる」は女の子が男の子より 8.8 ポイント高くなるなど、性別に応じて異なる姿を期待する傾向が根強く残っていることがうかがえます。

このような性別に基づく固定観念は、成長過程における周囲の大人の言動や社会の風潮から大きく影響を受けていると考えられます。

誰もが自分らしい生き方を選択できる力を育むため、学校や家庭、地域などあらゆる場面で男女共同参画の意識啓発をさらに充実させる必要があります。

◆「教育」や「しつけ」において大切だと思うこと



資料：令和6年度越谷市市政世論調査

施策の方針3 女性の活躍の推進

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野における意思決定の場で、男女いずれかに偏ることなく多様な意見が反映されることが必要です。しかし、日本の政治や経済分野において管理的立場にある女性の割合は、諸外国と比べ低い状況にあります。

本市では、政策・方針の決定過程における女性の参画を推進するため、審議会等における女性の登用推進に関する講座の開催や、審議会等の委員改選前に所管課と事前協議を行うなどの取組みを進めてきました。

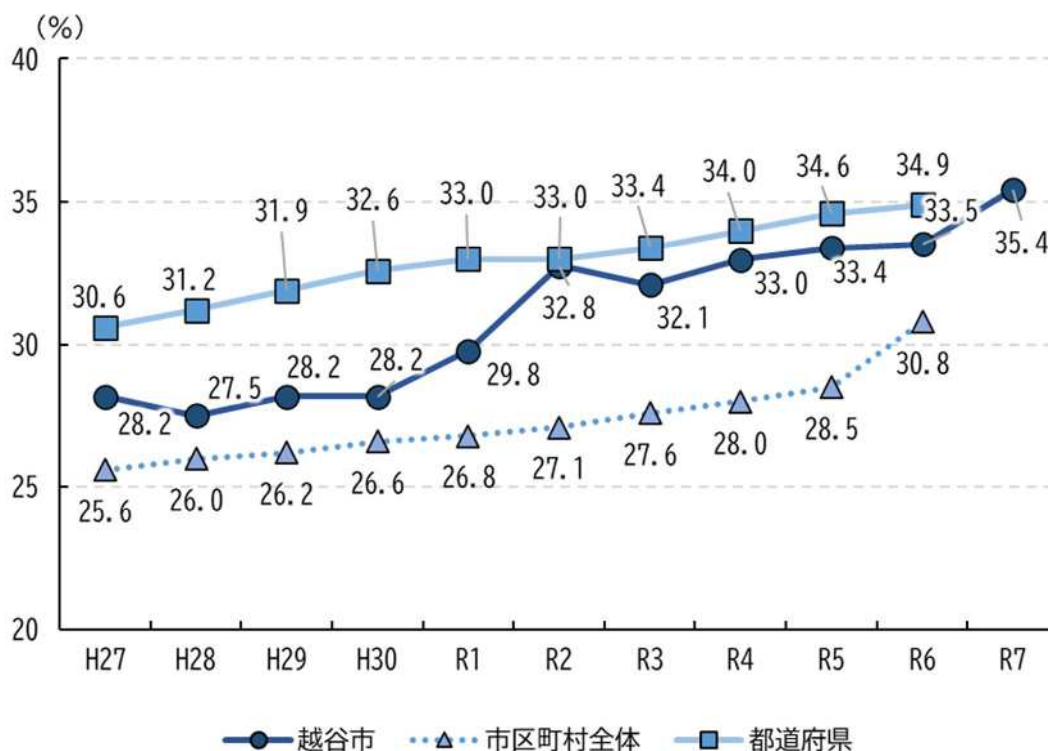
また、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するには、経済的基盤を支える就労分野での男女平等の確保が重要です。そこで、再就職支援や起業、個人事業主を目指す人に向けた多様な働き方に関する講座を開催し、女性の活躍を後押ししてきました。

【今後の課題】

本市の審議会等における女性委員の割合は、令和3年（2021年）に設定した35%の目標は超えたものの、国や県が掲げる40%の目標には届いていないのが現状です。政策・方針の立案などの決定過程への女性参画を推進するために女性のエンパワーメントが重要であり、様々な情報提供に加え、人材育成や女性の登用に積極的に取り組む必要があります。

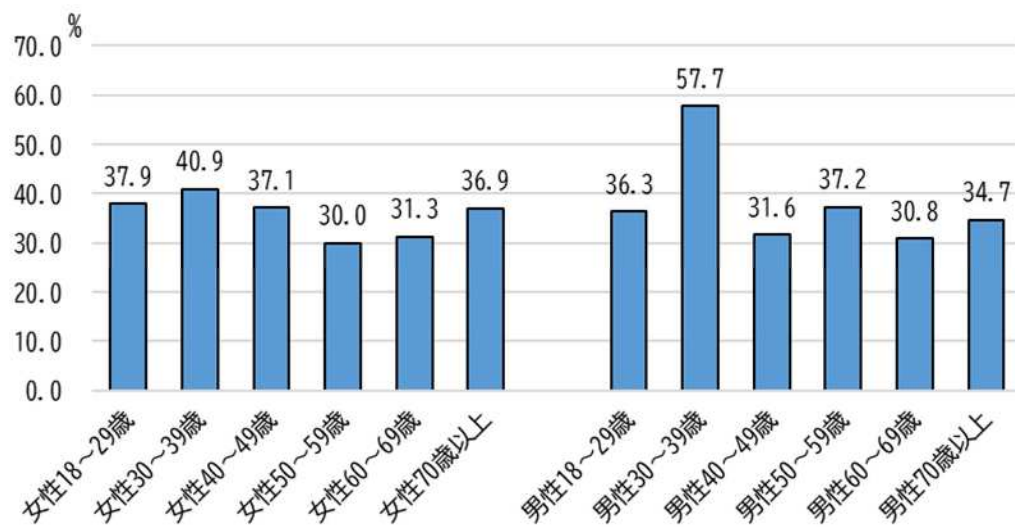
さらに、女性の非正規雇用の割合が男性に比べて高いことから、性別による格差のない雇用環境整備を促す啓発活動や、多様な働き方を支援する制度の充実に力を入れることが求められます。

◆審議会等における女性委員割合の推移



資料：越谷市行政管理課／内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

◆仕事をしていく上で男女の能力差（身体的な差以外）があると回答した人の割合



資料：令和5年度越谷市市政世論調査

施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会の実現には、職場や家庭、地域などあらゆる生活の場で男女が責任を分かち合うことが重要です。

近年、ライフスタイルの多様化により、結婚・出産・子育て期の30代女性が一時的に就業を中断する傾向を示す「M字カーブ」の底は、徐々に浅くなっています。共働き世帯の増加とともに、家族が協力して育児や介護、家事を分担する必要性が一層高まっています。こうした状況を踏まえ、保育所の入所支援や介護保険など行政サービスの充実を図り、男女が働きながら育児や介護に取組みやすい環境づくりを進めてきました。

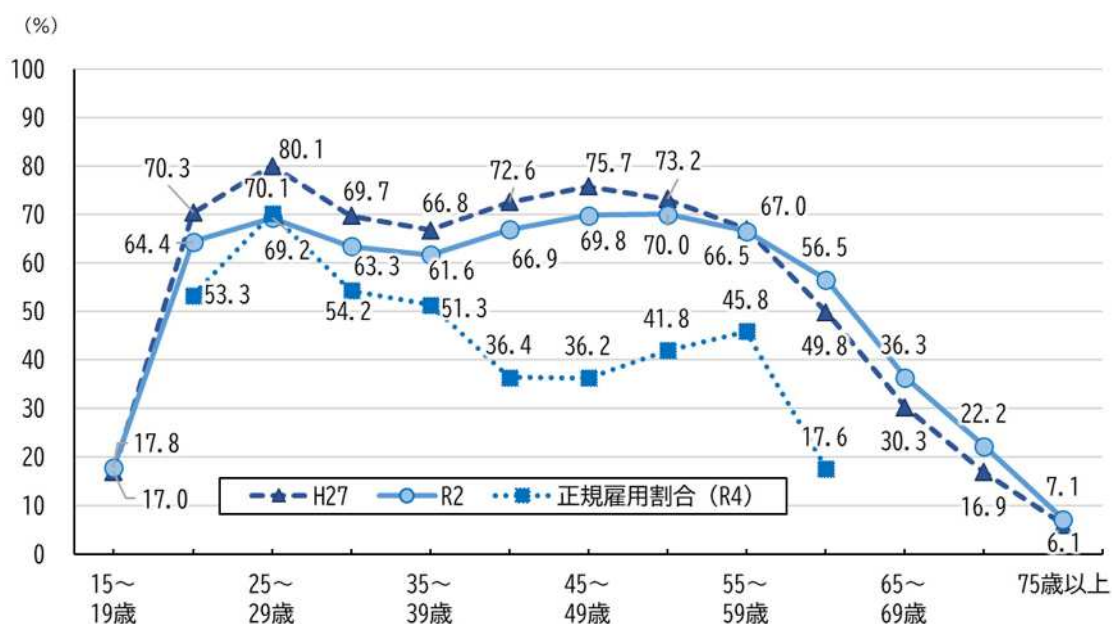
【今後の課題】

女性の就業率が上昇しているものの、男性と比較し正規雇用率が依然として低い状況にあります。25～29歳で正規雇用率がピークを迎え、その後低下する「L字カーブ」構造も見られます。育児をしている雇用者の1日あたりの家事・育児時間については、男性の約6割が2時間未満であるのに対し、女性の9割近くが4時間以上と、女性に負担が偏っている傾向があります。

こうした状況の解消のため、育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立に向け、男女問わず多様で柔軟な働き方が選択できる環境整備や、男性の育児休業取得促進などの取組みを推進していきます。

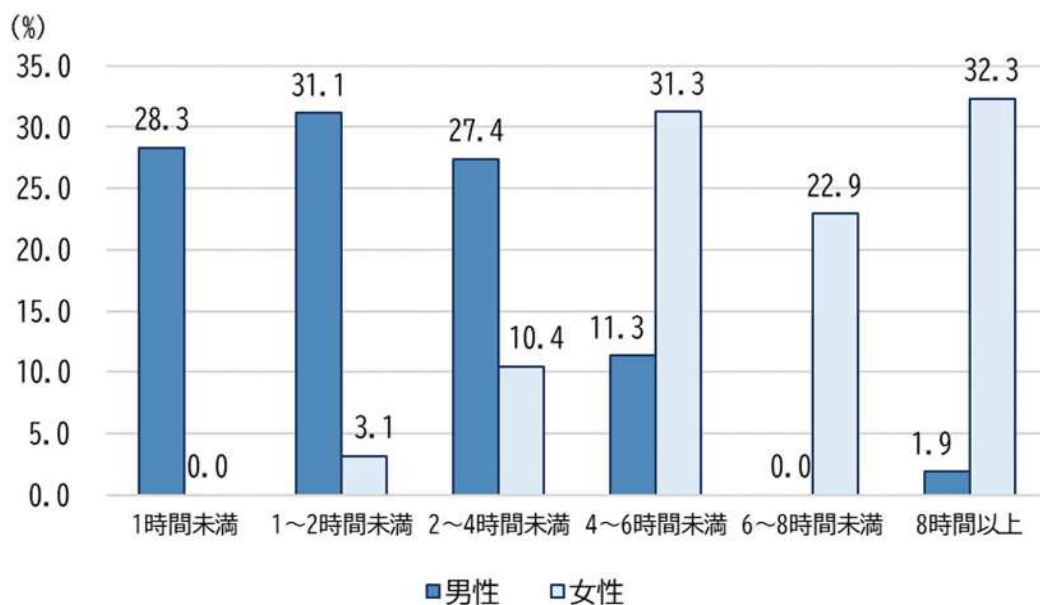
また、多くの人が仕事とプライベートの両方の充実を望む一方、現実には仕事が優先される状況も見受けられます。誰もがワーク・ライフ・バランスを実現しながら働き続けることができるよう、引き続き取組みを推進していく必要があります。

◆越谷市民（女性）の5歳階級別労働力率の推移



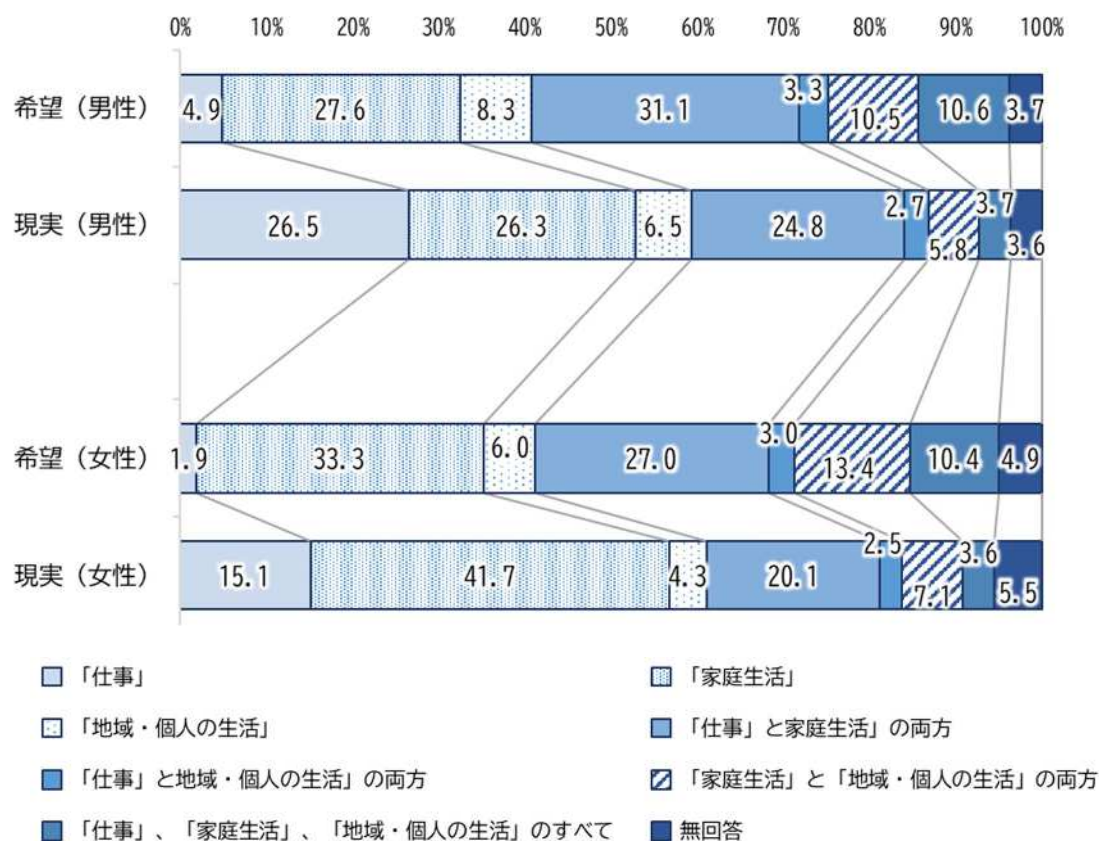
資料：国勢調査/総務省 令和4年就業構造基本調査

◆雇用者（越谷市民）の1日あたりの家事・育児時間



資料：総務省 令和4年就業構造基本調査

◆生活における優先度の希望と現実



資料：令和7年度越谷市市政世論調査

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進

単身世帯やひとり親世帯の増加などに伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、急速な高齢化などが進行するなか、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人が増加しています。人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成に努めるとともに、困難な状況を解消するための制度や、環境の整備に取り組んできました。

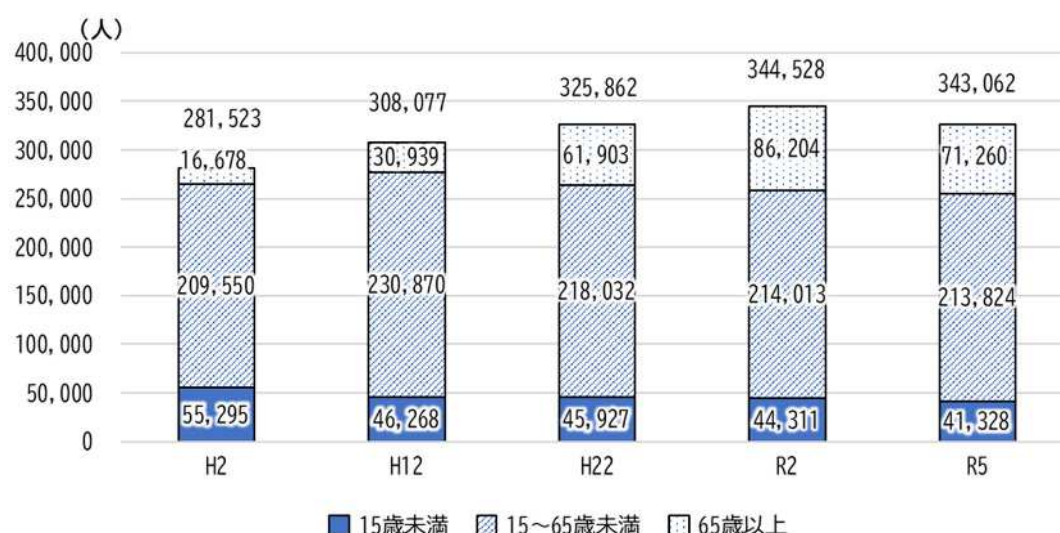
また、災害や感染症拡大といった非常時に備え、女性、こども、高齢者、障がい者、性的少数者など多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう、男女共同参画の視点に基づく配慮等について啓発する取り組みを行ってきました。

【今後の課題】

ひとり親家庭や障がい者、高齢者、女性などは、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。特に女性は出産や育児などに伴う就業中断や、正社員から非正規雇用への転換を余儀なくされるなど、男性に比べ経済的な困難に陥りやすいのが現状です。複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、性別や年齢、国籍や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう包括的な支援体制の整備が求められます。

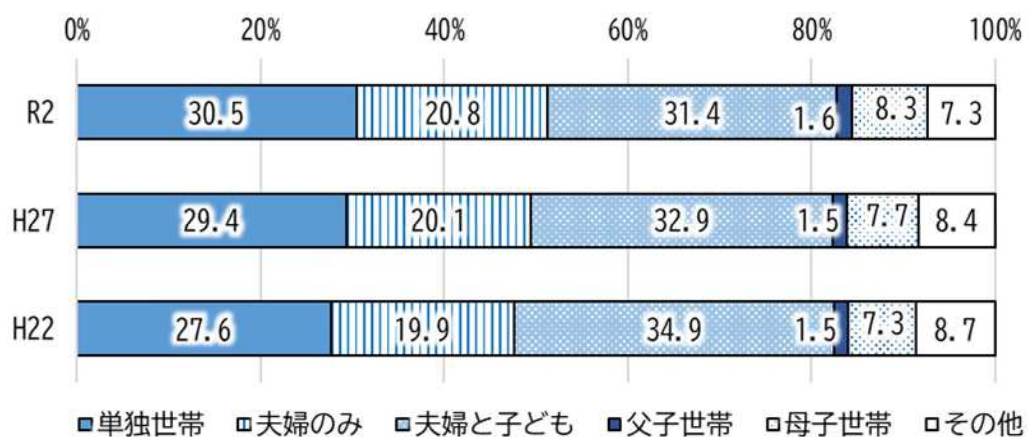
また、防災対策を進めるためには、多様なニーズの把握や避難所における問題点など、男女共同参画や多様性配慮の視点に立った計画や施策が必要であるとともに、行政だけでなく、地域の様々な団体と協働して取り組んでいくことが不可欠です。

◆年齢3区分別人口の推移



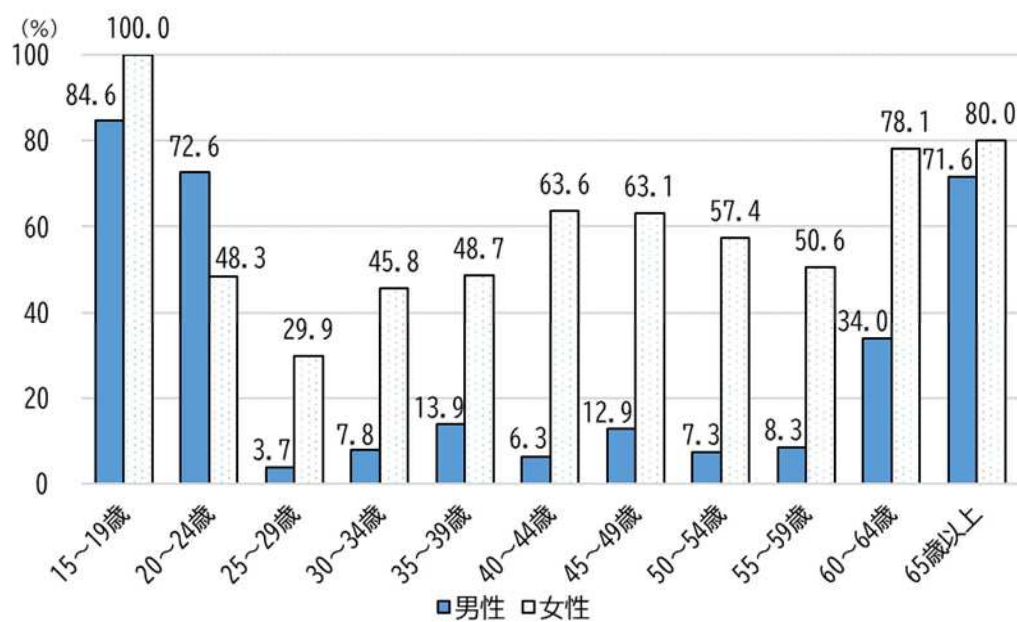
資料：越谷市統計年報

◆ 世帯類型の推移



資料：越谷市統計年報

◆ 越谷市民に占める年齢階級別非正規雇用者割合



資料：総務省 令和4年就業構造基本調査

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的な性差を正しく理解し、生涯にわたって心身ともに健康でいられるよう、必要な情報やサービスを適切に受けられることは、男女共同参画社会の重要な柱の一つです。

本市では、男女それぞれの身体的特徴に基づく健康課題に対応するため、定期検診の実施や健康に関する啓発活動に取り組んできました。

また、妊娠・出産期や更年期、高齢期など各ライフステージに応じた健康講座や、思春期の性に関する講座の開催などにより、正しい知識の普及にも努めています。

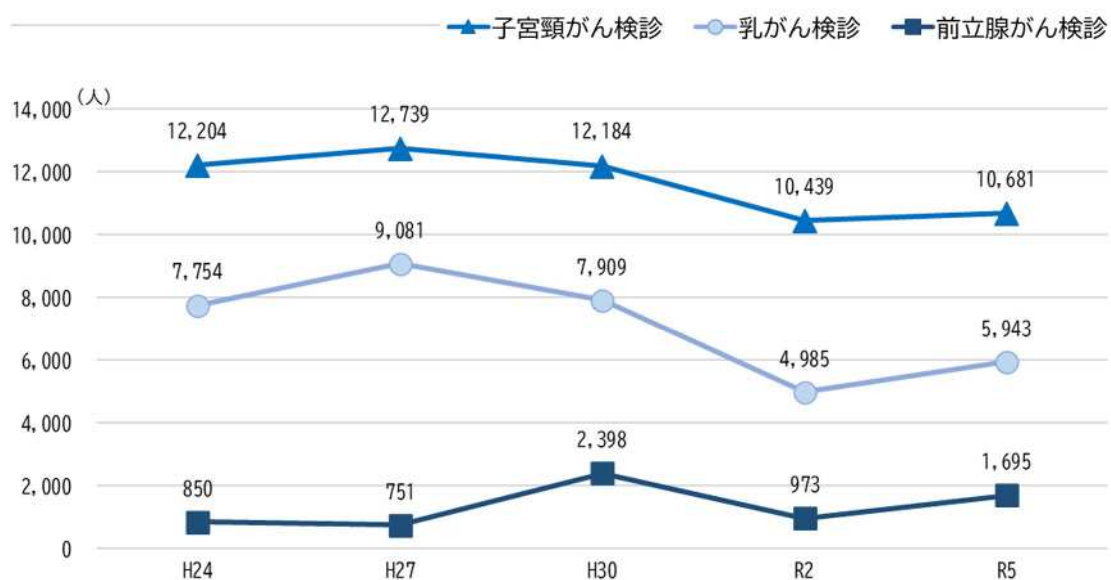
【今後の課題】

女性は思春期から更年期、高齢期に至るまで、心身の状態が大きく変化する特性があります。一方、男性は生活習慣病のリスクや孤立による健康障害を抱える割合が高いことが指摘されています。

現状では子宮頸がんや乳がん、前立腺がんといった性別による特有の疾病の検診受診率は十分とは言えず、がんによる健康リスクの低減に向け、さらなる啓発と受診促進の対策が急務です。

また、性に関する情報が多様化する一方で、正確で信頼できる知識を十分に得られていない人も多い現状があります。こうした背景から、市民一人ひとりが性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）⁹について理解を深め、主体的に健康づくりに取り組める環境づくりが重要な課題となっています。

◆ 子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診の受診者数の推移



資料：健康づくり推進課

⁹ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「こどもを産むか、産まないか」を決定する権利のこと。SRHRと表すこともある。

施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

配偶者や恋人など親密な関係における暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、様々な機関が連携しながら取り組むべき喫緊の課題です。相談支援センターでのDV相談件数は、高止まりの状況にあり、相談窓口の周知に加え、DV防止の啓発や被害者の早期発見、適切な対応・支援を、関係各課や民間団体と連携しながら進めてきました。

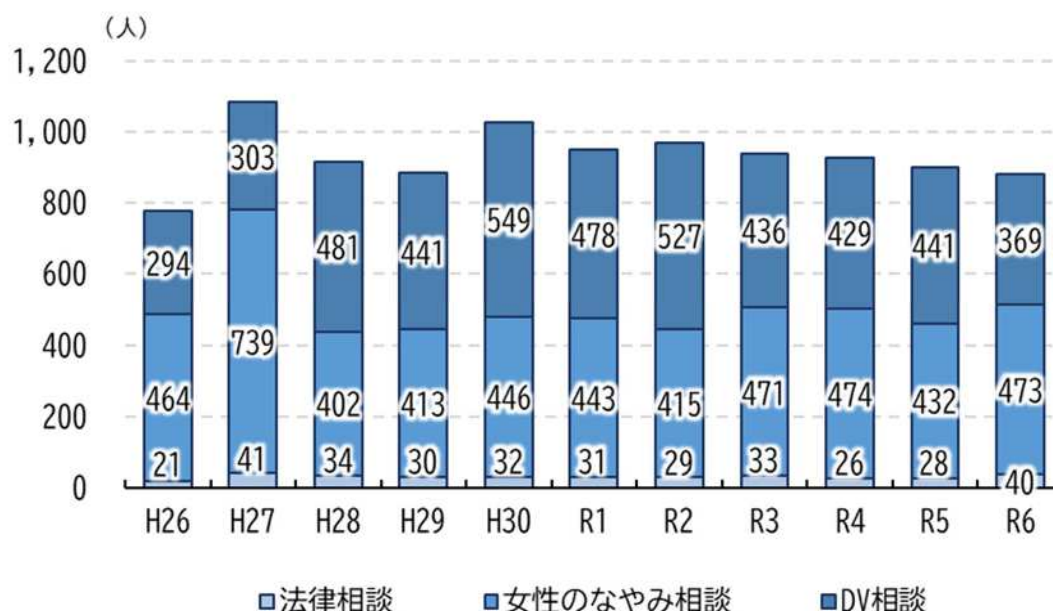
【今後の課題】

DVに限らず、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指した啓発活動が必要です。被害者の安全確保と自立支援にも、関係機関と連携して取り組むことが求められます。

また、子どもや若者に対する性暴力などの深刻化を受け、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく侵害する許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であることや、「性的同意」の重要性について、あらゆる世代を対象に啓発を強化する必要があります。

さらに、被害者のおかれている状況は年々複雑・多様化しており、様々なニーズに対応するため、関係機関との連携強化が一層求められます。

◆ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



資料：人権・男女共同参画推進課

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会を進める

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～

本市では平成 17 年（2005 年）に「越谷市男女共同参画推進条例」を制定し、そのなかで男女共同参画を推進するための7つの基本理念を定め、男女共同参画社会の実現を目指しています。

第4次越谷市男女共同参画計画はこの7つの基本理念を踏まえ、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝き、自分らしい生き方（L i f e：人生・生活・命）が尊重できる社会を目指します。

越谷市男女共同参画推進条例の基本理念（第3条）

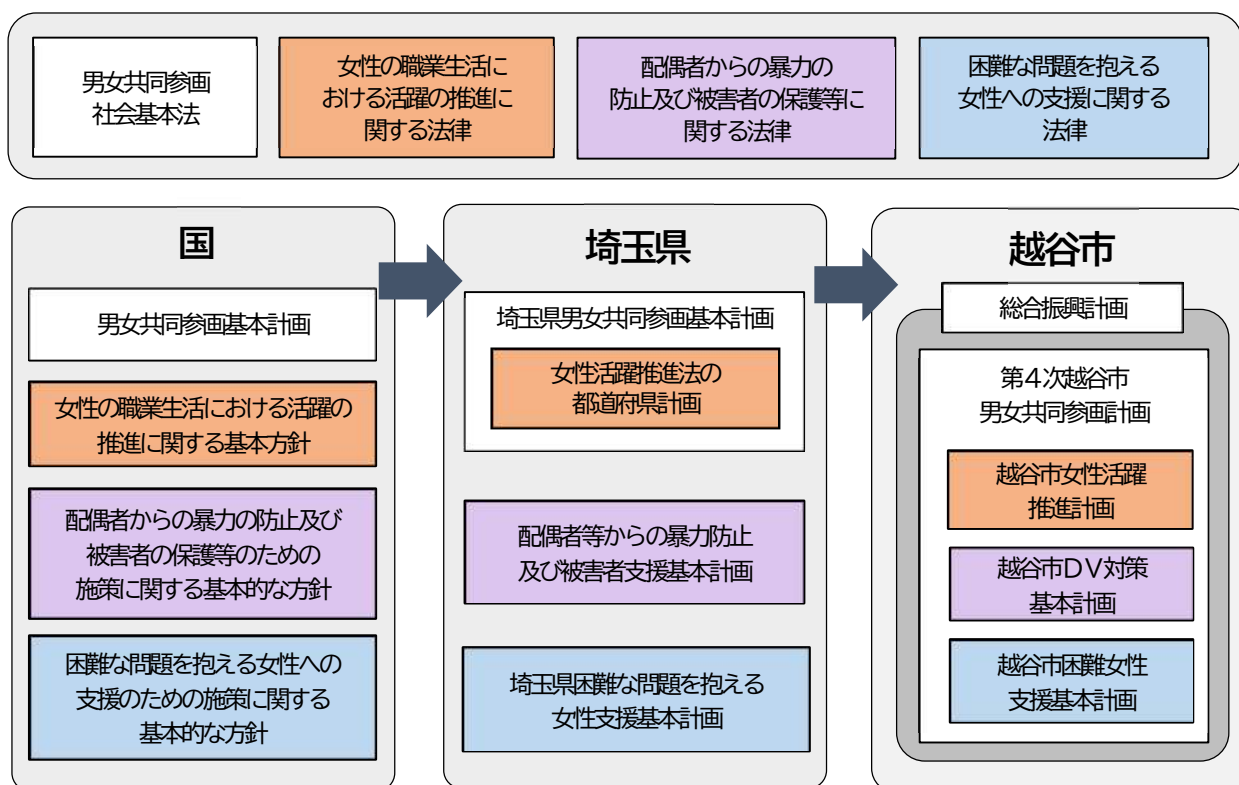
- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会の制度や慣行の及ぼす影響についての配慮
- 3 政策や方針の立案と決定過程への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
- 6 国際的な動向への考慮と協調
- 7 市、市民、事業者の主体的な取組みと協働

2 計画の目的

この計画は市が行う男女共同参画施策の基本方針を示すとともに、その施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、越谷市男女共同参画推進条例第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- (2) この計画は、第 5 次越谷市総合振興計画における男女共同参画社会の推進に関する部計画です。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- (4) この計画は、「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「越谷市 DV 対策基本計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「越谷市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (6) この計画は、困難女性支援法第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「越谷市困難女性支援基本計画」に位置づけます。
- (7) この計画は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の国際目標である SDGs（持続可能な開発目標 17 ゴール・169 ターゲット）の理念を踏まえ、目標のひとつである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資する計画です。
- (8) この計画は、国の男女共同参画計画、埼玉県男女共同参画基本計画ほか、国や県の計画を踏まえたものです。



4 計画の期間

この計画は、第5次越谷市総合振興計画の基本構想の期間に合わせ、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とし、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ、中間年度である令和7年度（2025年度）に見直しを行いました。

5 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成します。

（1）「基本計画」

男女共同参画社会を実現するため、市の男女共同参画推進のための施策の方向性とその内容を明らかにし、体系化したものです

（2）「実施計画」

本計画に基づき実施する具体的な事業を明らかにしたものです。

なお、「実施計画」は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの「前期」と、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの「後期」として策定します。

年 度	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)
基本計画	第4次越谷市男女共同参画計画									
実施計画	前期実施計画					後期実施計画				

6 計画の特徴

この計画では、次の3つを特徴として掲げ、特に力を入れて取り組んでいきます。

(1) 教育に関する施策の推進

本市では、「教育に携わる者の責務」（第7条）を推進条例の特徴として挙げ、教育に関する男女共同参画施策の推進を重要なものと捉えています。学校や家庭等における様々な教育活動全体を通じて、人権尊重や男女共同参画の意識をはぐくむ施策の推進に力を入れて取り組みます。

(2) あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性活躍推進法が制定されたことにより、女性の活躍に向けての機運が高まっている現状において、あらゆる分野における女性の活躍の推進は、特に重要なものと捉えています。男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、女性の活躍推進に力を入れて取り組みます。

(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

全国的にDVに関する相談件数が高止まりとなっています。DVは被害者に深刻な影響を及ぼすだけでなく、こどもがいる場で行われるDV（面前DV）は児童虐待であり、こどもの命にも関わる重大な社会問題です。

また、DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。

庁内関係機関において被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を深めるとともに、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた対策強化に、一層注力して取り組みます。

第4次越谷市男女共同参画計画とSDGs

SDGsは、2030年に向けた国際的な開発目標で、貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などのさまざまな世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための世界共通の17の目標（ゴール）です。

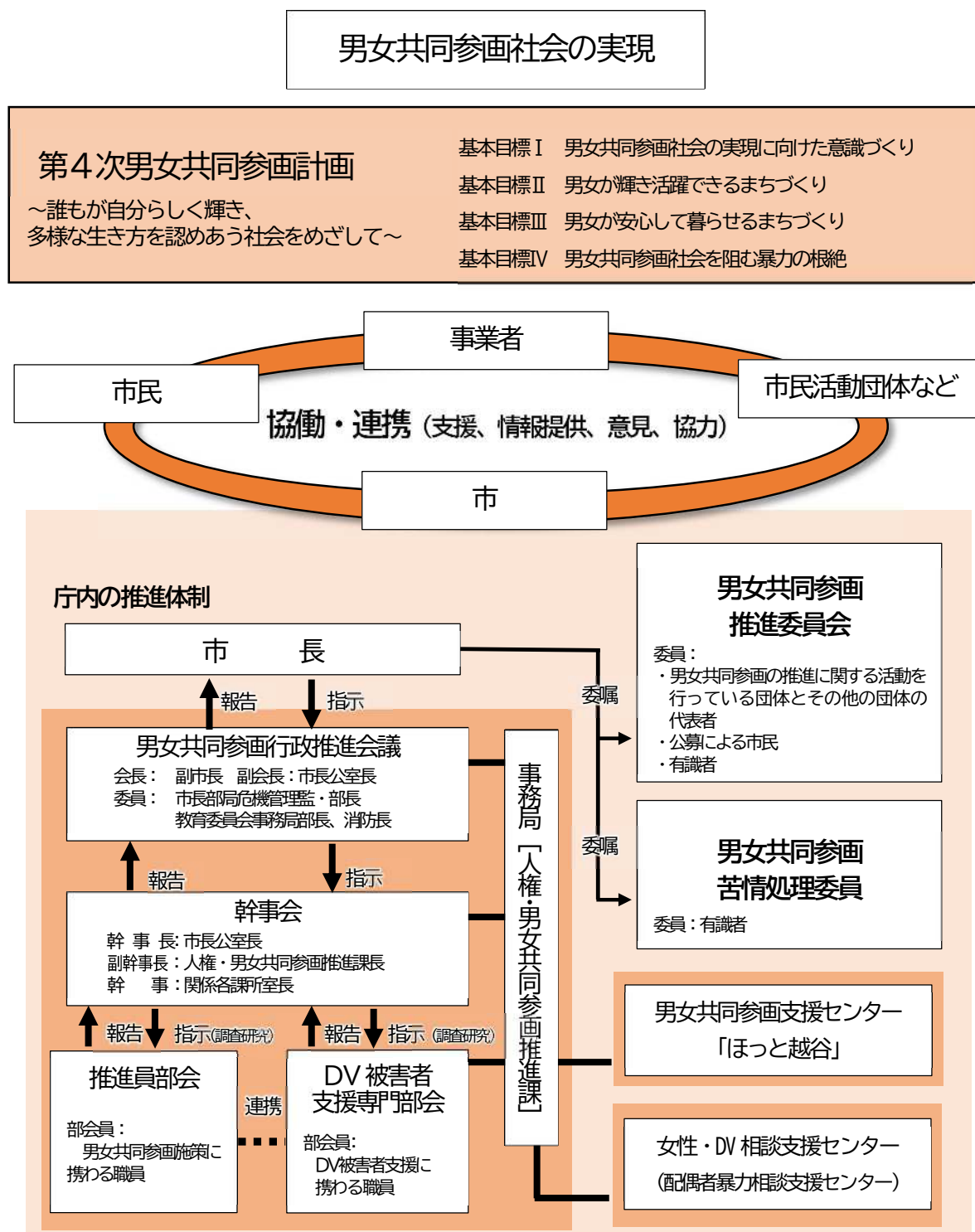
「ジェンダー平等の実現」は17の目標の1つに掲げられていますが、男女間の平等促進と女性と女児のエンパワーメントは、全てのSDGsを達成するために不可欠の手段であると認められており、国連におけるすべての機関は、政策やプログラムで女性やジェンダーに関する問題を取り上げています。



第3章 計画の推進

1 男女共同参画推進体制

本市では推進条例に基づき、市、市民、事業者、市民活動団体などそれぞれが男女共同参画に関する理解を深めるとともに、協働しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的、計画的に推進していきます。



(1) 男女共同参画行政推進会議

本市の男女共同参画に関する施策を推進する体制として、男女共同参画行政推進会議を設置しています。この会議は三層構造となっており、それぞれの会議を有機的に機能させることにより、施策の総合的な企画調整などを行いながら、本市の男女共同参画に関する取組みを総合的、効果的に推進していきます。

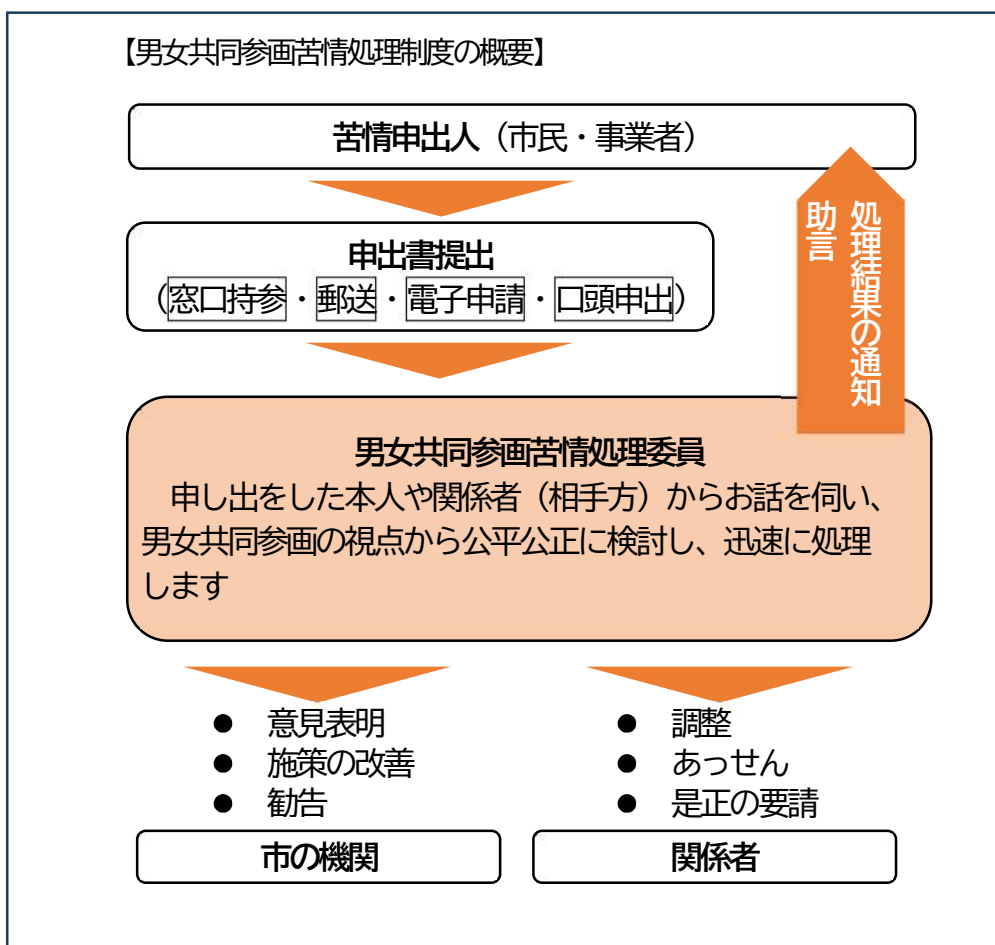
また、これらの会議を定期的開催することにより、男女共同参画について職員への意識啓発と情報提供を図ります。

(2) 男女共同参画推進委員会

推進条例第 23 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、市長の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項などについて調査審議を行います。

(3) 男女共同参画苦情処理委員

推進条例第 28 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する本市の施策や男女共同参画を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切・迅速に処理するために苦情処理委員を置いています。苦情処理委員は中立・公正な立場で苦情の受付や調査などを行います。また、調査の結果、必要に応じ助言や勧告、是正要望などを行います。



(4) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

平成 13 年(2001 年) 7 月に開設した男女共同参画支援センター「ほっと越谷」は、推進条例に位置づけられた男女共同参画を推進する拠点施設であり、「学習・情報・交流・相談」の 4 つの機能に基づく各種事業を、市民との協働を推進しつつ積極的に展開しています。

平成 21 年(2009 年) 4 月からの指定管理者制度の導入以降は、「学習・情報・交流」の 3 つの事業と施設の維持管理を指定管理者が行い、「相談」事業のうち DV 相談及び女性相談は引き続き市が実施しています。

指定管理者制度導入後は、指定管理者が持つ専門性の高い知識やノウハウを活かし、市民、事業者、市民活動団体などの協働のコーディネーターとしての機能をさらに充実させ、効果的な男女共同参画の推進を図っています。令和 7 年(2025 年) 6 月の男女共同参画社会基本法の改正により、男女共同参画センターが法的に位置づけられ、一層の機能強化が求められていることから、本市の実情に合わせた取組みを積極的に進めていきます。

男女共同参画支援センターの愛称とシンボルマーク

施設の開設にあたり愛称を公募したところ、全部で 61 点の作品が寄せられました。この中から、「男女共生のまちづくり推進市民会議」において、最優秀作 1 点、優秀作品 2 点を選ばれ、「ほっと越谷」という愛称が決定しました。

「ほっと」という言葉には、「最新のホットな情報を発信する場所」、「市民が集う温かい場所」、「来るとほっとできる場所」という思いが込められています。

また、シンボルマークは優秀作品のひとつ「アーチ」がモチーフとなっています。「男と女の懸け橋」、「男と女の支えあい」という意味が込められています。

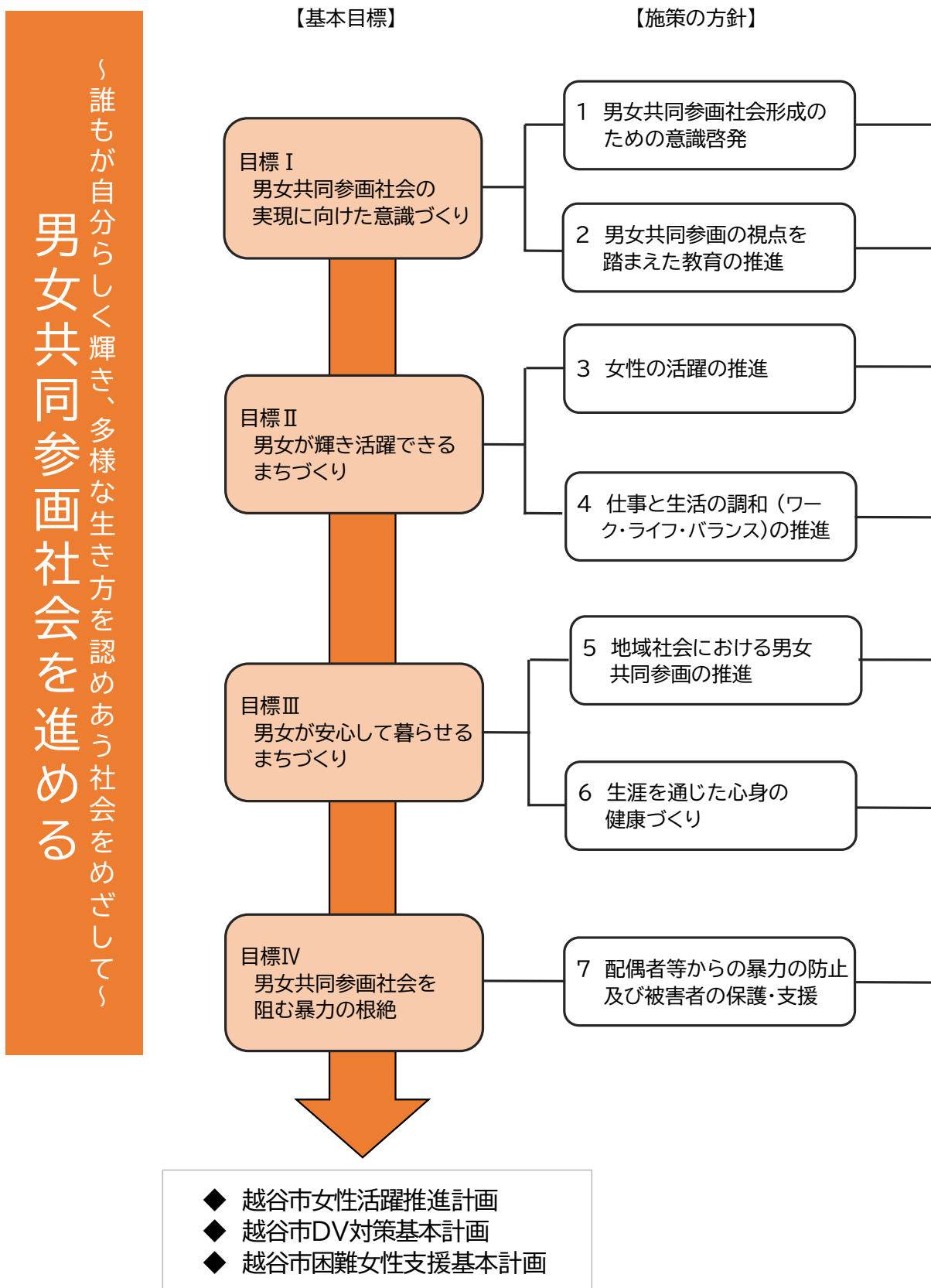


2 年次報告書の作成・公表

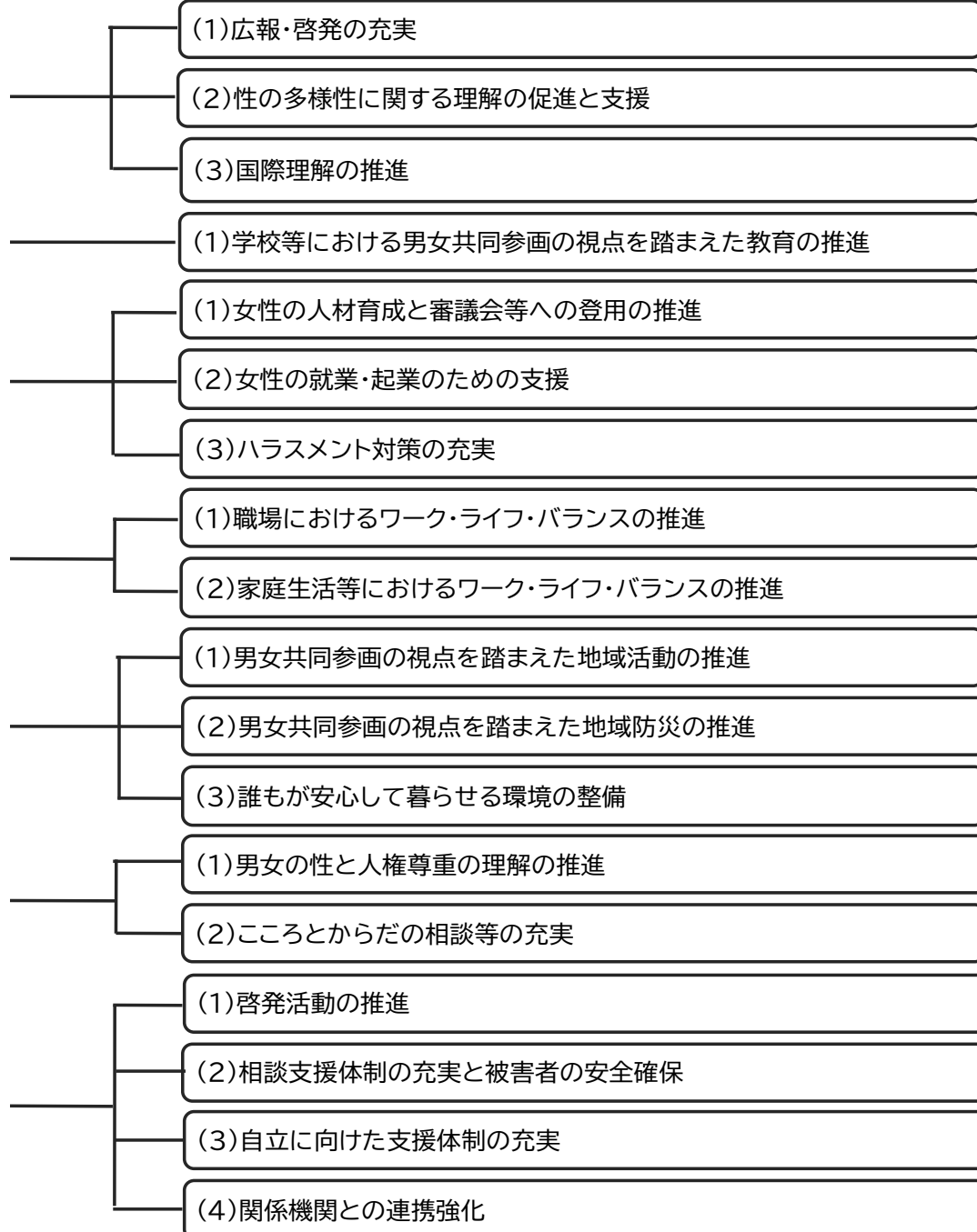
推進条例第 22 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況などを明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し公表します。

第4章 計画の内容

1 計画の体系



【施策の方向】



2 計画の目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現には、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた「性別による固定的役割分担意識」を解消することが求められます。男女が社会の対等な構成員として、お互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮することができるよう、意識づくりに取り組みます。また、家庭、学校、地域などのあらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり

性別にとらわれることなく、多様な住民が地域活動に参画することや、女性がリーダーとして活躍することは、異なる視点からの課題解決や社会的公平性の向上につながり、地域社会の活性化や持続可能な発展に欠かせません。特に、政策や方針の決定過程での男女の偏りが大きいことが課題であり、女性が参画しやすい環境の整備が求められています。また、すべての人が仕事と家庭生活の両立を実現するためには、女性の職業生活における活躍推進とともに、男性の家庭生活への参画も不可欠です。誰もが平等に参画し、ともに活躍できる環境づくりと意識啓発に積極的に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、一人ひとりの人権が尊重され、安全にかつ安心して暮らせる環境が不可欠です。様々な生活上の困難を抱える人も含め、地域に暮らす人の生活を支える支援が必要となることから、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人など、多様な困難を抱えた人々の社会参画を促進し、自立に向けた支援に取り組みます。

また、地域の人々が、生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、性別や年齢に応じた心身の健康づくりを支援します。

さらに、防災の分野では、災害時の多様なニーズを把握するために、女性をはじめとする多様なジェンダーへの配慮が必要であることから、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

暴力は被害者の心身に深い傷を残し、その後の人生にも深刻な影響を及ぼします。DVだけでなく、こどもや若者に対する性暴力の被害も深刻化しており、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重大な課題となっています。暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備など、関係機関や民間団体との連携を強化し、ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶のための社会づくりに力を入れて取り組みます。

改定前の計画においては、基本目標Ⅱを「越谷市女性活躍推進計画」に、基本目標Ⅳを「越谷市DV対策基本計画」に位置づけていましたが、新たに加える「越谷市困難女性支援基本計画」の対象施策が広範囲にわたることから、第4次越谷市男女共同参画計画全体にこれらの計画を包含するものとして、表記を変更しました。別途策定する後期実施計画において、各計画に該当となる事業を明記します。

3 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発

男女共同参画社会とは、誰もがその人権を尊重されるとともに責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会を指します。男女共同参画の取組みを推進することは、一人ひとりが自分にとっての幸せを実感できる Well-being（ウェルビーイング）¹⁰の実現にもつながります。

近年では、国際会議などにおいてもジェンダー平等や、ジェンダーの視点をあらゆる施策に反映させる「ジェンダー主流化」の重要性が共有されています。性別による固定的役割分担意識や、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組みなど、国際社会の動きと連動しながら、今後もあらゆる機会を通じて広報や啓発活動を推進していきます。

施策の方向

（1）広報・啓発の充実

主な取組み

- ・ホームページや広報紙、パネル展示など多様な媒体を通じた情報提供
- ・男女共同参画に関する理解を促進するための、市民向け講座や講演会の開催
- ・メディアから発信される情報を判断する力や発信する力（メディア・リテラシー¹¹）を高めるための啓発

（2）性の多様性に関する理解の促進と支援

主な取組み

- ・性的少数者への理解促進のための職員研修
- ・性の多様性を理解し、尊重する意識づくりのための啓発講座の開催
- ・申請書類やアンケートにおける性別記入欄の配慮
- ・パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ制度の周知

¹⁰ 個人の権利や自己実現が保証され、身体・心・社会との関係性など広い範囲において良好な状態、幸福を感じられること意味する概念。何を幸せと感じるかはひとり一人によって異なることから、明確な定義はないとされる。

¹¹ メディアの特性を理解し、メディアが発信する情報を主体的に読み解き、評価・吟味する能力。また、メディアを活用して自己表現を行う能力。

(3) 国際理解の推進

主な取組み

- ・国際的な取組みについての情報収集及び情報誌などを通じた市民への情報提供

主な数値目標

指標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
男女共同参画支援センターの利用者数	15,943 人	19,576 人	20,000 人
性の多様性の理解促進に関する講座の満足度	—	92%	90%

※数値目標は計画期間が満了する令和12年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

男女共同参画の意識研成には、成長過程での学習や経験が大きく影響します。特に若い世代は、親や学校の教職員をはじめ、身近な人間関係やSNS、メディアなど周囲からの影響を数多く受けることで、性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を抱くことが考えられます。そのため、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となります。家庭や学校、地域におけるあらゆる学習機会を通じて、次世代を担うこどもたちが性別にかかわらず個性を伸ばせる教育を行うだけでなく、教職員や保護者など大人に対しても男女共同参画に関する意識啓発を図ります。

施策の方向

（1）学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

主な取り組み
・教職員の意識啓発、男女共同参画の理解促進を図る研修の実施 ・性別による固定的役割分担意識にとらわれないキャリア形成のための学校教育における児童・生徒の意識啓発 ・性別による固定的役割分担意識解消のための家庭教育の推進

主な数値目標

指標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
幼少期からのジェンダーバイアスを解消するための講座等の満足度	78%	88%	90%
教職員・保護者・こどもに向けた啓発資料の配付回数	各1回	各1回	各1回

※数値目標は計画期間が満了する令和12年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

基本目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり

施策の方針3 女性の活躍の推進

男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野における女性の参画が不可欠です。多様な価値観・意見が公平かつ公正に反映されるよう、市が率先して審議会等の委員への女性登用に積極的に取り組みます。

また、身近なロールモデルや相談相手がいないことから、女性のキャリアアップや起業といった選択肢が十分に認識されていない課題があります。そこで、希望に応じた働き方の実現に向け、就業支援や起業・自営業に関する研修・相談機会の提供、さらに労働情報の発信など、多様な働き方を選べる環境づくりに取り組みます。

加えて、性別にかかわらず誰もが安心して活躍できる環境を整備するため、個人の尊厳を傷つけ、能力発揮を妨げる様々なハラスメントの防止に向けた意識改革を促す啓発活動を行います。

施策の方向

(1) 女性の人材育成と審議会等への登用の推進

主な取り組み

- ・市の女性職員のエンパワーメントやキャリアアップにつながる研修等の実施
- ・市の女性職員の管理職への登用促進
- ・審議会等における女性の登用推進
- ・審議会等への女性の参画推進のための講座の開催及び情報提供

(2) 女性の就業・起業のための支援

主な取り組み

- ・女性の就業支援のための講座等の開催
- ・女性の起業支援のための講座等の開催及び相談の実施

(3) ハラスメント対策の充実

主な取り組み

- ・事業者に対するハラスメント防止の啓発
- ・ハラスメント防止の職員研修
- ・就業に関する法制度や相談窓口の周知

主な数値目標

指標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	83%	96%	90%
審議会等に占める女性委員の割合	32.8%	35.4% (令和7年4月1日現在)	40%
職員のうち管理職における女性の割合	19.2%	22.9%	27%
女性の就労に関する講座の延べ参加者数	301 人	209 人	280 人
就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の満足度	100%	100%	90%

※数値目標は計画期間が満了する令和12年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

第一章

第二章

第三章

第四章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第五章

資料

施策の方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、男女が共に健康を維持し、仕事だけでなく趣味やボランティア活動、地域活動への参画、さらに育児や介護も含めて、家族が安心して暮らしていくうえで非常に重要です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、事業者にとっても優秀な人材確保や組織の活性化にもつながります。

女性の就業率は上昇傾向にありますが、出産や育児などを理由に退職した後、非正規雇用で再就職する女性が多い状況があります。その背景には、長時間労働を前提とする男性中心型の労働慣行や、固定的な性別役割分担意識に基づき、家事・育児・介護などの負担が女性に偏っていることが考えられます。

性別や子育て・介護の有無にかかわらず、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、柔軟な働き方の推進とともに、男女が協力して家庭や地域生活における責任を分かち合う取組みを進めていきます。

施策の方向

（１）職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組み
・事業者への情報提供や啓発

（２）家庭生活等におけるワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組み
・男性の家事・育児・介護や地域活動への参画を促すための講座等の開催

主な数値目標

指標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
保育所（市立）の定員	2,020 人	2,050 人	2,038 人
保育施設（私立）の定員	5,013 人	5,288 人	5,518 人
父親を対象とした子育て講座の開催回数	-	44 回	45 回

※数値目標は計画期間が満了する令和12年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

基本目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など、生活上の困難を抱える多様な人々も含めたあらゆる人が、地域社会の一員として安心して暮らせる環境を整えることが必要です。困難を抱える人々に対しては、生活支援や情報提供を行い、社会参画の促進に努めます。特に、経済的に不安定になりがちなひとり親家庭には、安心して子育てをしながら生活することができるよう自立支援を行います。

また、新型コロナウイルスの感染拡大や、日本各地で甚大な被害をもたらした地震や風水害などの災害は、社会的に弱い立場にある人たちにより深刻な影響を及ぼしただけでなく、平常時における固定的な性別役割分担を反映し、家事・育児・介護などの負担が女性に集中するといったジェンダーに起因する課題を顕在化させました。

こうした背景を踏まえ、防災に関する施策・方針の決定過程における女性の参画を促進し、平常時から多様なニーズを把握し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災を推進していきます。

施策の方向

(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進

主な取り組み

- ・男女共同参画支援センターを中心とした地域交流の場の提供
- ・地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の充実
- ・民生委員・児童委員等への男女共同参画に関する意識啓発

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

主な取り組み

- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営など災害時の対応、地域防災の推進
- ・防災関係機関への男女共同参画の推進

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

主な取り組み

- ・ひとり親家庭の経済的自立のための支援
- ・生活困窮者の自立のための支援
- ・困難な問題を抱える女性への包括的・継続的な支援

主な数値目標

指標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数	352 人	211 人	300 人
防災活動における男女共同参画に関する講座等の満足度	80%	97.5%	90%

※数値目標は計画期間が満了する令和 12 年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ思いやりの心を持って健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。生涯にわたる心身の健康づくりには、性別だけでなく思春期、子育て期、更年期など各ライフステージに応じた多様な課題があり、それぞれの身体的特徴や段階に即した支援が求められます。特に女性は妊娠・出産や産後ケアなど男性とは異なる配慮が必要となるため、男女相互の理解を深める取組みを進めます。

さらに、性別を問わず、過重労働や職場環境によるストレス、うつ病などのメンタルヘルス問題も大きな課題となっていることから、相談体制の充実とともに、精神保健や自殺予防に向けた取組みを推進します。

施策の方向

(1) 男女の性と人権尊重の理解の推進

主な取組み
・性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理解を促進するための講座の開催 ・男女が互いの性を理解し、健康的な生活を営む情報や学習機会の提供

(2) こころとからだの相談等の充実

主な取組み
・相談体制の整備及び相談窓口の周知 ・こころの不調や病気など精神保健福祉に関する相談 ・自殺防止のための庁内及び地域におけるネットワークの強化

主な数値目標

指標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
性と生殖に関する健康と権利についての講座の満足度	96%	100%	90%
乳がん検診受診率	13.3%	10.4%	13.5%
子宮頸がん検診受診率	8.8%	7.4%	8.6%
前立腺がん検診受診率	8.3%	8.3%	9.4%
自殺予防普及啓発	3回	3回	3回

※数値目標は計画期間が満了する令和12年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶

施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力は、個人の尊厳を著しく侵害する重大な人権侵害であり、犯罪行為をも含みます。これらは男女共同参画社会の実現を阻害する問題です。

家庭内で起こるDVは潜在化しやすいため、被害者の早期発見に向けて、配偶者暴力相談支援センターや警察、民間団体など関係機関の連携をさらに強化します。また、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず相談しやすい体制を整備し、窓口の周知や問題解決に向けた切れ目のない支援充実に努めます。

さらに、DVの問題は被害者のみならず、そのこどもにも悪影響を及ぼします。近年では、若年層におけるデートDVやSNSの普及に伴うデジタル性暴力、こどもに対する性暴力なども喫緊の課題となっています。相手の同意なく行われる性的行為は性暴力であるという「性的同意」についての啓発にも取り組みます。

あわせて、困難女性支援法に基づき、女性であることに起因する複合的な困難を抱える女性の実態に即した相談・支援体制を整えるため、相談員の資質向上や関係機関、民間団体との更なる連携強化を図ります。

施策の方向

(1) 啓発活動の充実

主な取り組み

- ・DV防止に関する講座の開催やパネル展示の実施
- ・若年者のデートDV防止に向けた出前講座
- ・ストーカーや性暴力等の防止のための啓発

(2) 相談体制の充実と被害者の安全確保

主な取り組み

- ・市のホームページやリーフレット等による相談窓口の周知
- ・専門相談員による電話や面接によるDV相談
- ・警察、関係機関、民間団体と連携した被害者の安全確保

(3) 自立に向けた支援体制の充実

主な取り組み

- ・関係機関と連携した支援の充実
- ・DV等による生活困窮者の自立支援

(4) 関係機関との連携強化

主な取組み
・DV被害者専門部会の活用と、庁内の連携体制の強化 ・二次的被害を防止するための職務関係者研修 ・DV被害者支援のための福祉事務所、警察、関係機関や民間団体とのさらなる連携

主な数値目標

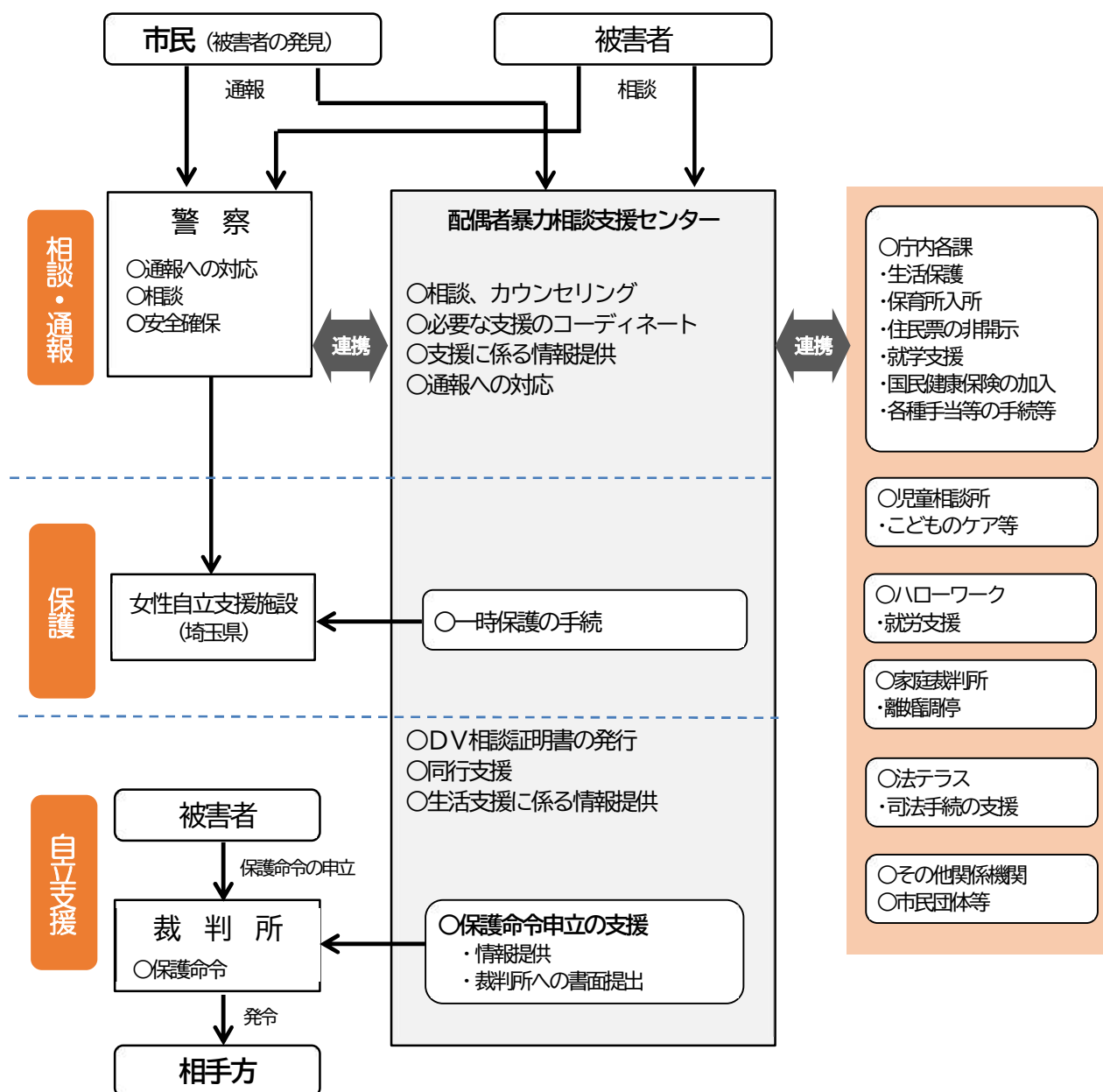
指標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
若年層に対するデートDV防止の啓発	2回	1回	1回
市民を対象としたDV防止に関する講座の満足度	98%	100%	90%
二次的被害防止のための職員研修における理解度	97%	95%	100%
相談窓口案内カード等を設置する施設数	-	112か所	130か所

※数値目標は計画期間が満了する令和12年度に向け設定していますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。

※数値については元となる調査の実施時期などにより、毎年度把握できない場合があります。

支援体制

DV被害者へは、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係各課と連携しながら相談・通報、保護、自立支援をワンストップで行います。



第5章 数値目標・モニタリング指標

1 数値目標一覧

基本目標	指 標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
Ⅰ	男女共同参画支援センターの利用者数	15,943 人	19,576 人	20,000 人
	性の多様性の理解促進に関する講座の満足度	—	92%	90%
	幼少期からのジェンダーバイアスを解消するための講座等の満足度	78%	88%	90%
	教職員・保護者・こどもに向けた啓発資料の配付回数	各1回	各1回	各1回
Ⅱ	審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度	83%	96%	90%
	審議会等に占める女性委員の割合	32.8%	33.5%	40%
	職員のうち管理職における女性の割合	19.2%	22.9%	27%
	女性の就労に関する講座の延べ参加者数	301 人	209 人	280 人
	就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の満足度	100%	100%	90%
	保育所（市立）の定員	2,020 人	2,050 人	2,038 人
	保育施設（私立）の定員	5,013 人	5,288 人	5,518 人
	父親を対象とした子育て講座の開催回数	—	44 回	45 回

第一章

第二章

第三章

第四章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第五章

資料

基本目標	指 標	令和元年度 現況値	令和6年度 現況値	令和12年度 目標値
Ⅲ	ファミリー・サポート・センター事業の 提供会員数	352 人	211 人	300 人
	防災活動における男女共同参画に関する 講座等の満足度	80%	97.5%	90%
	性と生殖に関する健康と権利についての 講座の満足度	96%	100%	90%
	乳がん検診受診率	13.3%	10.4%	13.5%
	子宮頸がん検診受診率	8.8%	7.4%	8.6%
	前立腺がん検診受診率	8.3%	8.3%	9.4%
	自殺予防普及啓発	3回	3回	3回
Ⅳ	若年層に対するデートDV防止の啓発	2回	1回	1回
	市民を対象としたデートDV防止に関 する講座の満足度	98%	100%	90%
	二次的被害防止のための職員研修にお ける理解度	97%	95%	100%
	相談窓口案内カード等を設置する施設 数	-	112 か所	130 か所

2 モニタリング指標

基本目標	指 標	第4次計画策定時	現 況 値
Ⅰ	①「男は仕事、女は家庭」の考え方に、「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	57.2% (令和元年度市政世論調査)	63.9% (令和5年度市政世論調査)
	②男女の地位の平等感【教育のなかで】「平等になっていない」と回答した人の割合	16.6% (令和2年度市政世論調査)	26.5% (令和5年度市政世論調査)
Ⅱ	①自治会長とPTA会長における女性比率	自治会長 6.8% PTA会長 17.8% (令和2年4月1日現在)	自治会長 5.6% PTA会長 38.6% (令和7年4月1日現在)
	②男女の地位の平等感【職場のなかで】「平等になっていない」と回答した人の割合	39.6% (令和2年度市政世論調査)	47.2% (令和5年度市政世論調査)
Ⅲ	①女性のなやみ相談件数（DV相談を除く）	443 件 (令和元年度女性・DV相談支援センター相談件数)	470 件 (令和6年度女性・DV相談支援センター相談件数)
Ⅳ	①DV相談件数	495 件 (令和元年度女性・DV相談支援センター相談件数)	369 件 (令和6年度女性・DV相談支援センター相談件数)
	②緊急一時保護の件数	2 件 (令和元年度実績【DV】)	2 件 (令和6年度実績【DV】)
	③DV被害者支援のための情報連携件数	105 件 (令和元年度実績)	30 件 (令和6年度実績)

第一章

第二章

第三章

第四章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第五章

資料

1 計画策定までの経緯

<令和6（2024）年度>

月 日	事 項	内 容
8月20日	市長決裁	計画の改定について
1月 9日	第2回推進員部会・DV被害者支援専門部会合同会議	計画（改定版）の原案について
1月29日	第2回幹事会	
2月13日	第2回行政推進会議	計画（改定版）の原案について
2月20日	第2回男女共同参画推進委員会	

<令和7（2025）年度>

月 日	事 項	内 容
5月 9日	第1回 推進員部会・DV被害者支援専門部会合同会議	計画（改定版）の原案について
5月16日	第1回幹事会	
5月23日	第1回行政推進会議	
6月27日	第2回幹事会	
7月14日	第2回行政推進会議	
7月29日	第2回男女共同参画推進委員会	
8月29日	第2回推進員部会・DV被害者支援専門部会合同会議	計画策定のための調査・研究
9月 1日～ 9月30日	意見募集（※）	パブリックコメントの実施
10月28日	第3回幹事会	意見募集結果について
11月 5日	第3回行政推進会議	
11月17日	第3回男女共同参画推進委員会	計画原案についての諮問、審議
12月23日	答申式	答申
1月 9日～ 1月16日	第4回幹事会（書面開催）	計画（改定版）の最終案について
1月26日～ 2月 6日	第4回行政推進会議（書面開催）	

※意見募集（パブリックコメント）の結果について

○意見募集期間	令和7年（2025年）9月1日（月曜日）～9月30日（火曜日）
○周知方法	市ホームページ掲載・広報こしがや9月号掲載
○原案の閲覧	人権・男女共同参画推進課、情報公開センター、 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」、ホームページ
○意見総数	21件

2 答申書

写

令和7年12月23日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市男女共同参画推進委員会

会 長 関 井 友 子

第4次越谷市男女共同参画計画（改定案）について（答申）

令和7年11月17日付け、越人権第228号をもって諮問のありました
第4次越谷市男女共同参画計画（改定案）について、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会において、第4次越谷市男女共同参画計画（改定案）について慎重に審議した結果、「誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認め合う社会を目指して」という本計画の基本理念を体現するための改定としては概ね妥当であると判断し、下記を付帯意見として添え、答申といたします。

また、本審議会では出された各委員の意見につきましては、今後、計画改定を進めるにあたり、十分参考とされるよう望みます。

記

1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」への対応について

複合的な課題を抱える女性に対し、既存の相談窓口や支援機関の連携を一層強化し、困難な状況にある女性が安心して生活再建に取り組めるよう、自立に向けた実効性のある施策を推進すること。

2 性的少数者に対する理解の推進について

市民及び職員に対する啓発活動を一層強化し、性の多様性に関する正しい知識の普及と、偏見や差別意識の解消に努めること。

また、行政サービスにおけるきめ細やかな配慮の徹底、人権尊重の意識醸成を通じて、性的指向や性自認に関わらず、すべての人が安心して暮らし、社会参加できる環境の構築に向けた具体的な取り組みを推進すること。

3 男女共同参画を阻むあらゆる暴力の根絶にむけた取組の推進について

全ての性別や背景を持つ人々が安心して支援を受けられるよう、予防教育の充実、被害者支援の一層の強化、関係機関との緊密な連携による相談・支援体制の充実を図ること。

特に、若年層への教育啓発や、デジタルリテラシー向上を通じた暴力被害の未然防止に力を入れること。

以上

3 越谷市男女共同参画推進委員会委員名簿

第9期 【任期：令和7年（2025年）7月1日～令和9（2027年）6月30日】

（敬称略・50音順）

区 分	氏 名	所属団体	備 考
男女共同参画の推進に 関する活動を行っている 団体の代表者	叶 香 織	1つぶの種まき	
	金 静 寅	NPO 法人女性のスペース結	
	小 泉 智 子	KAZA ANA	
	松 田 典 子	こしがや地域ネットワーク13	
	山 田 千華子	LGBT 越谷十人十彩	
その他団体の代表者	大 熊 孝 子	越谷市農業協同組合女性部	
	斎 藤 清 一	越谷市私立幼稚園協会	
	坂 崎 洋 祐	越谷市コミュニティ推進協議会	
	佐 藤 久仁恵	越谷市商工会議所	
	渡 邊 満 明	越谷市人権擁護委員協議会越谷支部	
公募委員	市 川 幸 恵	-	
	櫻 井 豊 明	-	
	内 藤 佳寿子	-	
有識者	関 井 友 子	文教大学人間科学部教授	会長
	森 美 紀	埼玉県立大学看護学科准教授	副会長

4 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世 界	国・埼玉県	越 谷 市
1975 年 (昭和 50 年)	◆国際婦人年 ◆国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択	◆総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置	
1976 年 (昭和 51 年)	◆1976 年から 1985 年までを「国連婦人の十年」とする ◆ILO（国際労働機関）に婦人問題担当室設置	◆民法一部改正（離婚後の氏の選択自由化） ＜埼玉県＞ ◆生活福祉婦人児童課に婦人問題担当設置	
1977 年 (昭和 52 年)		◆「国内行動計画」策定 ◆国立婦人教育会館開設（埼玉県嵐山町） ＜埼玉県＞ ◆企画財政部に婦人問題企画室設置	
1978 年 (昭和 53 年)		＜埼玉県＞ ◆第 1 回埼玉県婦人問題協議会開催	
1979 年 (昭和 54 年)	◆第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	＜埼玉県＞ ◆県民部に婦人問題企画室設置	
1980 年 (昭和 55 年)	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）で「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	◆民法一部改正（配偶者の法定相続分 1/3→1/2） ＜埼玉県＞ ◆「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ◆県民部婦人対策課設置	
1981 年 (昭和 56 年)	◆ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（家族責任条約））採択	◆「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 年 (昭和 59 年)		◆国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍：父系血統主義→父母両系主義） ＜埼玉県＞ ◆「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定	
1985 年 (昭和 60 年)	◆「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ）で西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のための将来戦略」採択	◆「女子差別撤廃条約」批准 ◆男女雇用機会均等法公布（施行は昭和 61 年）	
1986 年 (昭和 61 年)		＜埼玉県＞ ◆「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987 年 (昭和 62 年)		◆「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定 ＜埼玉県＞ ◆婦人対策課を婦人行政課に名称変更	
1989 年 (平成元年)		◆法令の一部改正（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等）	
1990 年 (平成 2 年)	◆国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ◆ILO 第 171 号条約（夜業に関する条約）採択	＜埼玉県＞ ◆「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定	

年	世 界	国・埼玉県	越 谷 市
1991 年 (平成 3 年)		◆「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次）」策定 ◆育児休業法成立（平成 4 年施行） ＜埼玉県＞ ◆婦人行政課を女性政策課に名称変更	◆企画部庶民文化課に女性担当設置
1992 年 (平成 4 年)		◆初の婦人問題担当大臣設置	◆越谷市女性施策市内連絡会議設置
1993 年 (平成 5 年)	◆第 48 回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ◆世界人権会議（ウィーン）で「ウィーン宣言及び行動計画」採択	◆パートタイム労働法成立	◆越谷市男女共生のまちづくり市民会議設置
1994 年 (平成 6 年)	◆ILO 第 175 号条約（パートタイム労働に関する）採択 ◆国際人口・開発会議開催（カイロ）	◆総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	◆「こしがや男女共生プラン」策定（計画期間：平成 6 年度～平成 12 年度） ◆越谷市男女共生行政推進会議設置 ◆越谷市男女共生のまちづくり推進市民会議設置
1995 年 (平成 7 年)	◆第 4 回国連世界女性会議（北京）で「北京宣言及び行動要領」採択	◆育児・介護休業法成立 ◆ILO 第 156 号条約（家族責任条約）批准 ＜埼玉県＞ ◆「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996 年 (平成 8 年)		◆「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1997 年 (平成 9 年)		◆男女雇用機会均等法一部改正（募集・採用等の差別禁止：一部を除き平成 11 年施行） ◆労働基準法一部改正（女性の時間外、休日労働、深夜規制を解消等：平成 11 年施行） ◆育児・介護休業法一部改正（育児等を行う労働者の深夜業制限の権利を創設） ＜埼玉県＞ ◆県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更	
1999 年 (平成 11 年)	◆第 54 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択決定書」採択	◆男女共同参画社会基本法成立 ◆児童買春・児童ポルノ禁止法成立	◆第 2 次こしがや男女共生プラン懇話会設置
2000 年 (平成 12 年)	◆国連特別総会「女性 2000 年会議」開催	◆「男女共同参画基本計画」策定 ◆ストーカー規制法成立 ＜埼玉県＞ ◆「埼玉県男女共同参画推進条例」施行	◆企画部企画課に女性担当設置（機構改革により名称変更） ◆「こしがや男女共同参画プラン」策定（計画期間：平成 12 年度～平成 22 年度） ◆「こしがや男女共同参画プラン」第 1 期実施計画策定 ◆「越谷市男女共生行政推進会議」を「越谷市男女共同参画行政推進会議」に名称変更
2001 年 (平成 13 年)		◆内閣府に男女共同参画局設置、男女共同参画会議設置 ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）成立 ＜埼玉県＞ ◆女性政策課を男女共同参画課に名称変更	◆越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」開設

年	世 界	国・埼玉県	越 谷 市
2002 年 (平成 14 年)		＜埼玉県＞ ◆「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定 ◆埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）開設	◆「こしがや男女共同参画プラン」第2期実施計画策定
2003 年 (平成 15 年)		◆次世代育成支援対策推進法成立	
2004 年 (平成 16 年)		◆DV防止法一部改正及び同法に基づく基本方針策定	◆条例制定に向けて「越谷市男女共同参画推進審議会」設置
2005 年 (平成 17 年)	◆第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催	◆「第2次男女共同参画基本計画」策定	◆「越谷市男女共同参画推進条例」施行 ◆「男女共同参画推進委員会」設置 ◆「男女共同参画苦情処理委員」設置 ◆「こしがや男女共同参画プラン」第3期実施計画策定 ◆女性自立支援センター「はれはれ越谷」開設 ◆「女性担当」を「男女共同参画推進担当」に名称変更
2006 年 (平成 18 年)		◆男女雇用機会均等法一部改正（性差別禁止の範囲の拡大、間接差別規定の導入：平成 19 年施行） ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂 ＜埼玉県＞ ◆「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	◆文部科学省委託事業「上へのチャレンジ支援事業」受託
2007 年 (平成 19 年)		◆DV防止法一部改正（保護命令対象の拡大） ◆「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ＜埼玉県＞ ◆「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」の中間見直し	◆「こしがや男女共同参画プラン」第4期実施計画策定
2008 年 (平成 20 年)	◆第 52 回国連婦人の地位委員会で「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」採択	◆「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ＜埼玉県＞ ◆女性キャリアセンター開設	◆「越谷市男女共同参画行政推進会議」に「ドメスティック・バイオレンス被害者支援専門部会」を設置
2009 年 (平成 21 年)		◆男女差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解発表 ＜埼玉県＞ ◆「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定	◆越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」に指定管理者制度を導入
2010 年 (平成 22 年)	◆第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	◆「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 年 (平成 23 年)	◆UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）発足		◆「第3次越谷市男女共同参画計画」策定（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度） ◆「越谷市DV対策基本計画」策定（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度） ◆「第3次越谷市男女共同参画計画」第1期実施計画策定 ◆企画課男女共同参画推進担当が人権推進課と統合し、「人権・男女共同参画推進課」設置

年	世 界	国・埼玉県	越 谷 市
2012 年 (平成 24 年)	◆第 56 回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性エンパワメント」決議案採択	◆「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 ＜埼玉県＞ ◆「埼玉男女共同参画基本計画」策定 ◆「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」策定 ◆女性キャリアセンターをウーマノミクス課に組織変更	◆越谷市男女共同参画支援センター「まっとう越谷」指定管理者指定（第 2 期）
2013 年 (平成 25 年)		◆DV 防止法一部改正（適用範囲の拡大：平成 26 年施行） ◆「日本再興戦略」（6 月 14 日閣議決定）の中核に「女性活躍推進」が位置づけられる	◆「第 3 次越谷市男女共同参画計画」第 2 期実施計画策定
2014 年 (平成 26 年)	◆第 58 回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性エンパワメント」決議案採択	◆「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性活躍社会』の実現」が掲げられる ◆女性が活躍社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo 2014）開催 ◆リベンジポルノ被害防止法成立	
2015 年 (平成 27 年)	◆第 59 回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合 ◆国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択 ◆UN Women 日本事務所開設	◆「女性活躍加速のため重点方針が 2015」策定 ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）成立（完全施行は平成 28 年） ◆「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	◆越谷市女性・DV 相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の開設
2016 年 (平成 28 年)			◆「第 3 次越谷市男女共同参画計画」第 3 期実施計画策定
2017 年 (平成 29 年)	◆第 61 回国連女性の地位委員会で「職場におけるセクシュアル・ハラスメント解消決議」採択	◆刑法一部改正（強姦罪から強制性交等罪へ、非親告罪化等） ＜埼玉県＞ ◆「埼玉男女共同参画基本計画」策定 ◆「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」策定	◆越谷市男女共同参画支援センター「まっとう越谷」指定管理者指定（第 3 期）
2018 年 (平成 30 年)		◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律成立	◆「第 3 次越谷市男女共同参画計画」第 4 期実施計画策定
2019 年 (令和元年)		◆労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の一部改正（令和 2 年施行） ◆育児・介護休業法一部改正（子の看護・介護休暇時間単位：令和 3 年施行） ◆DV 防止法一部改正（児童相談所との連携：令和 2 年施行）	
2020 年 (令和 2 年)	◆第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」で「第 4 回世界女性会議 25 周年における政治宣言」採択 ◆UN WOMEN が「COVID-19 と女性・女兒に対する暴力」報告書公表	◆「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 ◆第 5 次男女共同参画計画策定 ◆DV 相談プラスの開始	
2021 年 (令和 3 年)		◆教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律成立 ◆政治分野における男女共同参画計画の推進に関する法律一部改正	◆「第 4 次越谷市男女共同参画計画」策定（「越谷市女性活躍推進計画」「越谷市 DV 対策基本計画」を内包、計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度） ◆「第 4 次越谷市男女共同参画計画」前期実施計画策定 ◆「越谷市パートナーシップ宣誓制度」開始

年	世 界	国・埼玉県	越 谷 市
2022 年 (令和4年)		◆AV出演被害防止・救済法成立 ◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律成立（令和6年施行） ◇埼玉県 ◆人権推進課及び男女共同参画課を統合し、人権・男女共同参画課を新設 ◆「埼玉男女共同参画基本計画」策定 ◆「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」策定 ◆「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」施行	◆越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」指定管理者指定（第4期）
2023 年 (令和5年)		◆刑法、刑事訴訟法一部改正 ◆性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び申取物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律公布 ◆DV防止法一部改正 ◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律公布 ◆困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針公示	◆「越谷市パートナーシップ宣誓制度」にファミリーシップ制度を追加 ◆草加市、春日部市、さいたま市、久喜市とパートナーシップ制度自治体間連携協定締結
2024 年 (令和6年)		◆「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定	◆埼玉県内62市町村におけるパートナーシップ制度の自治体間連携協定締結 ◆大阪府をはじめとするパートナーシップ制度広域連携協定を締結
2025 年 (令和7年)		◆女性活躍推進法一部改正（有効期限延長、情報公表項目の拡大など） ◆男女共同参画社会基本法一部改正（男女共同参画センターを法的に位置づけ：令和8年4月施行） ◆DV防止法一部改正	
2026 年 (令和8年)			◆「第4次越谷市男女共同参画計画改定策定（越谷市困難女性支援基本計画を内包、計画期間：令和3年度～令和12年度）」 ◆「第4次越谷市男女共同参画計画」後期実施計画策定

第一章

第二章

第三章

第四章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第五章

資料

越谷市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 9 号

前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法などの法整備や種々の取組みが進められています。

越谷市は、首都圏に位置しながら、水と緑と太陽に恵まれた自然豊かなまちとして発展してきました。まちづくりにおいては、だれもが平等で平和な生活を送ることができる人間尊重を基本とし、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に展開してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担等の意識と、それに基づく社会の制度や慣行は、依然として根強く残されています。さまざまな分野における男女の参画の不平等、出産や子育て期に低下する女性の労働力率など、いまだ解決しなければならない多くの課題があります。

これらを踏まえ、人間尊重のまちづくりをさらに進めていく上で、一人ひとりの男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が今後も重要です。

ここに、越谷市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、越谷市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者と教育に携わる者等の責務を明らかにするとともに、その他必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されることにより、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）において、対等に活動し、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体をいう。

- (3) 事業者 市内で事業を行う個人や法人その他の団体で、その事業における従事者を使用するものをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的、言語的な暴力をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害することをいう。
- (6) 積極的格差是正措置 あらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。
 - ウ 男女が性別による差別的取扱い（直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。）を受けないこと。
 - エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
 - オ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること（以下これらを「性と生殖に関する健康と権利の尊重」という。）。
- (2) 性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市その他あらゆる分野における政策や方針の立案と決定の過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活

動に共同して参画することができるようにすること。

- (5) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な動向への考慮と協調が行われること。
- (7) 市、市民と事業者が、男女共同参画の推進に関する自らの責務を自覚し、あらゆる分野において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫による協働が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、あらゆる分野における男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置と、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる要因の解消を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施すること。
- (2) 男女共同参画を推進するために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- (3) 男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国、県その他関係団体と連携し、協力を図ること。
- (4) 市自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に配慮し、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その事業活動において、基本理念に配慮し、かつ、雇用と労働の分野に適用される関係法令の趣旨を踏まえ、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 男女が職場における活動に参画する機会を等しく確保するとともに、性別による差別的取扱いにより賃金格差が生じている場合は、それを是正するよう努めること。
- (3) 男女が職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる職場環境の整備に努めること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(教育に携わる者等の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その教育を行う過程において、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

- 2 次世代を担う子どもの教育に関しては、あらゆる分野において、男女がともに積極的に参画するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 市、市民と事業者は、あらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市、市民と事業者は、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や男女間の暴力等を助長したり連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めるものとする。

- 2 市、市民と事業者は、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第23条に定める越谷市男女共同参画推進委員会に意見を求めるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画を見直すものとする。
- 6 第3項と第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第11条 市は、市の組織運営において、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第12条 越谷市男女共同参画支援センター（越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例（平成13年条例第5号）に基づき設置された施設をいう。）は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するための拠点施設とする。

(広報活動等)

第13条 市は、市民や事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民や事業者における男女共同参画の推進が積極的に行われるように、男女共同参画推進週間を設け、推進事業を実施するものとする。

(性別による権利侵害の防止と被害者への対応)

第14条 市は、性別による権利侵害の行為を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による権利侵害の行為により被害を受けた者からの相談を受け、必要に応じて、その者に対し、情報の提供や各種制度の利用あっせん等を行うほか、関係機関と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、被害者への対応に携わる職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者に対して精神的苦痛等の二次的被害を与えることのないように、被害者の心身の状況や置かれている環境等に十分な配慮をしなければならない。

3 市は、前項に定めるもののほか、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対し、関係機関と連携して、適切な保護を行うほか、経済的又は精神的自立のための支援を行うよう努めるものとする。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援)

第15条 市は、性と生殖に関する健康と権利の尊重が適切に図られるように、情報や学習機会の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第16条 市は、次項と第3項に定めるもののほか、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案と決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市の審議会等の委員の構成について、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活における活動の両立支援)

第17条 市は、男女がともに家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育てや家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努めるものとする。

(自営の商工業や農業における男女共同参画の推進)

第18条 市は、家族経営等による自営の商工業や農業に携わる男女が経営や地域社会に参画する機

会を等しく確保することができるように、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(教育に携わる者に対する研修の実施等)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進する教育や学習の充実を図るため、教育に携わる者に対する研修の実施や支援を行うよう努めるものとする。

(活動の支援)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民や事業者との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項と男女共同参画の推進を妨げる問題について、調査研究を行うものとする。

2 市は、前項の調査研究を行うに当たっては、必要に応じて、市内における大学等の教育機関と連携し、協力を求めるものとする。

(年次報告)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会

(設置等)

第23条 男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、越谷市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の求めに応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

3 委員会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画の推進に関する活動を行っている団体その他の団体の代表者

(2) 公募による市民

(3) 有識者

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長と副会長)

第26条 委員会に会長と副会長を各1人置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 苦情処理

(苦情処理)

第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため、越谷市男女共同参画苦情処理委員を置く。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているこしがや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(越谷市男女共同参画推進審議会設置条例の廃止)

3 越谷市男女共同参画推進審議会設置条例（平成16年条例第6号）は、廃止する。

越谷市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 7 月 1 日規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市男女共同参画推進条例（平成 17 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員の定数等)

第 2 条 条例第 28 条に規定する越谷市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の定数は、3 人以内とする。

2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女共同参画の推進に優れた識見を有する者から、市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(苦情処理委員の職務)

第 3 条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、施策を行う市の機関に対し説明を求め、その保有する公文書を閲覧し、又はその写しの提供を求め、調査すること。この場合において、必要があると認めるときは、市の機関に出席を求めるものとする。

(2) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に是正その他の措置をとるよう助言、意見表明又は勧告（以下「勧告等」という。）を行うこと。

(3) 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対しその協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、調査すること。

(4) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に助言又は是正の要望（以下「要望等」という。）を行うこと。この場合において、必要があると認めるときは、国その他の関係機関又は関係団体と連絡調整を行うものとする。

2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

(秘密の保持)

第 4 条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(苦情の申し出)

第 5 条 条例第 28 条に規定する苦情の申し出（以下「男女共同参画に関する苦情申し出」という。）は、男女共同参画に関する苦情申し出書（第 1 号様式）により行うものとする。

(調査しない申し出等)

第 6 条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る男女共同参画に関する苦情申し出については、調査しないものとする。

(1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等のあった事項

(2) 現に行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する裁決を経て確定している事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 17 条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) この規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が、調査することについて適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出があった場合において、その申し出が当該申し出に係る事案があった日から 1 年を経過した日以降にされたときは、調査しないものとする。ただし、苦情処理委員が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(調査しない通知)

第 7 条 苦情処理委員は、前条の規定により男女共同参画に関する苦情申し出について調査しないときは、調査しない旨及びその理由を、当該申し出をした者に対し、苦情の申し出に係る通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第 8 条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査を開始するときは、市の機関又は関係者に対し、その旨を調査開始通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 苦情処理委員は、第 3 条第 1 項第 1 号の規定により市の機関に対し調査を行うとき又は同項第 3 号の規定により関係者に対し資料の提出及び説明

を求めるときは、説明等依頼書（第4号様式）により行うものとする。

（調査結果等の通知等）

第9条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了したときは、当該申し出をした者に対し、その結果を速やかに調査結果等通知書（第5号様式）により通知するものとする。この場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申し出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了した場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行わないときは、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市の機関又は関係者に対し、その結果を速やかに調査終了通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（勧告等の通知）

第10条 苦情処理委員は、第3条第1項第2号の規定により勧告等を行うときは、市の機関に対し、勧告等通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第11条 苦情処理委員は、前条に規定する勧告等を行ったときは、当該勧告等を行った市の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設け、措置報告書（第8号様式）により報告を求めるものとする。

（要望等の通知）

第12条 苦情処理委員は、第3条第1項第4号に規定する助言を口頭で行った場合において、関係者から当該助言の内容を記載した文書を求められたときは、助言書（第9号様式）により通知するものとする。

2 苦情処理委員は、第3条第1項第4号の規定により是正の要望を行うときは、関係者に対し、是正の要望通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（申し出の処理状況等の報告）

第13条 苦情処理委員は、毎年、男女共同参画に関する苦情申し出の処理状況等を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを公表するものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例

平成 13 年 3 月 30 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 真の男女平等を達成し、すべての市民が互いに認め合う男女共同参画社会の形成を推進するため、越谷市男女共同参画支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 越谷市男女共同参画支援センター

位置 越谷市大沢三丁目 6 番 1 号

(業務)

第 3 条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成に関する学習の場の提供に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。

(3) 男女共同参画社会の形成に関するネットワークづくり及び市民参画の推進に関すること。

(4) 男女共同参画社会に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。

(5) 支援センターの施設及び設備の提供に関すること。

(6) その他支援センターの設置目的を達成するために必要な業務

(休所日)

第 4 条 支援センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日。ただし、この日が前号に規定する休所日にあたるときは、その翌日も休所日とする。

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号本文に掲げる日を除く。）

2 市長は、支援センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(使用時間)

第 5 条 支援センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用することができる時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火曜日から土曜日まで 午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

2 市長は、支援センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

(セミナールームを使用できるもの)

第 6 条 セミナールームを使用できるものは、男女共同参画に関する活動を行う団体で市長が適当と認めるものとする。

2 市長は、前項に規定するものの使用に支障がないと認めるときは、前項に規定するもの以外のものについてもセミナールームを使用させることができる。

(使用許可)

第 7 条 前条に規定するものがセミナールームを使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 8 条 市長は、前条の許可に係る使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

(1) 公共の福祉を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。

(3) 施設等をき損するおそれがあるとき。

(4) その他支援センターの管理上支障があるとき。

(使用許可の取り消し等)

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 項の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第 7 条第 2 項に規定する許可の条件に違反したとき。

(3) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。

(4) 虚偽その他不正によって使用許可を受けたとき。

2 市長は、使用者が前項に規定する処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(入所の禁止及び退所)

第 10 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入所の禁止又は退所を命ずることができる。

(1) 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼすおそれのある物品又は動物等を携行する者

(原状回復の義務)

第11条 支援センターの施設等を使用する者は、その使用を終えたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。第9条第1項の規定により、使用の停止又は使用許可の取り消しを受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第12条 支援センターの施設等を使用する者は、支援センターの施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が支援センターの施設等を使用する者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定める使用料を直ちに納付しなければならない。ただし、第6条第1項に規定するものについては、無料とする。

(使用料の減額及び免除)

第14条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、支援センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に支援センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条第1号及び第3号から第6号までに規定する業務

(2) 支援センターの使用許可に関する業務

(3) 支援センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) その他市長が別に定める業務

3 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第4条、第5条、第7条から第10条まで及び第12条の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長は、支援センターの管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、支援センターの管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項及び第12条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか支援センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年7月6日から施行する。ただし、第6条から第9条まで、第13条から第15条まで及び別表の規定は、平成13年5月6日から施行する。

附 則（平成20年条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(指定管理者に係る経過措置)

2 指定管理者に支援センターの管理を行わせるときは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例の規定により市長がした使用許可その他の処分（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例の相当規定により当該指定管理者がした使用許可その他の処分とみなす。

(使用料の改定に伴う経過措置)

3 改正後の別表第1項の規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

1 基本使用料

使用区分 ／時間 区分	午前 9時～ 12時	午後 1時～ 5時	夜間 6時～ 9時	全日 午前9時 ～ 午後9時
セミナー ルームA	円 1,200	円 1,400	円 1,200	円 3,800
セミナー ルームB	円 1,200	円 1,400	円 1,200	円 3,800

2 割増使用料

使用者が市外のものである場合の使用料は、基本使用料（第14条の規定の適用がある場合には、減額後の額。以下同じ。）に100分の30を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

備考

「市外のもの」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 市内に住所又は事業所を有する者
- (2) 市内の事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専門学校をいう。）に在学している者
- (4) 主として市内の者をもって構成する団体

越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則

平成 13 年 5 月 2 日条例第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(セミナールームを使用できるもの)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市長が適当と認めるものとは、越谷市男女共同参画支援センター団体登録申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、越谷市男女共同参画支援センター団体登録証（第 2 号様式）の交付を受けたものをいう。

2 前項に定めるもののほか団体登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(使用許可申請)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定する使用許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）

は、越谷市男女共同参画支援センター使用許可申請書（第 3 号様式）を市長（条例第 16 条第 1 項の規定により指定管理者に越谷市男女共同参画支援センター（以下「支援センター」という。）の管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条及び第 12 条第 1 項第 3 号において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（以下「予約案内システム」という。）を利用して使用許可を受けようとする場合は、端末機による利用者番号、暗証番号その他必要な事項の入力をもって前項の手続きに代えるものとする。

(申し込み期間)

第 4 条 前条に規定する申請は、条例第 6 条第 1 項に規定するものについては使用しようとする日

（以下「使用日」という。）の属する月の 3 月前の月の初日から使用日の前日まで、同条第 2 項に規定するものについては使用日の 1 月前から使用日の前日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の順序)

第 5 条 使用の許可は、申請の順序による。ただし、同時に申請があったときは、抽選で決める。

(使用許可書の交付)

第 6 条 市長は、支援センターの使用を許可したときは、越谷市男女共同参画支援センター使用許可書兼領収書（第 4 号様式）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、予約案内システムを利用して使用許可を受けた者には、越谷市男女共同参画支援センター使用許可書兼領収書の交付を省略するものとする。

(許可事項の変更等の申請)

第 7 条 前条の規定による許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用許可に係る事項を変更し、又は使用を取り消しようとするときは、速やかに越谷市男女共同参画支援センター使用許可事項変更・取り消し申請書（第 5 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予約案内システムを利用して使用を取り消しようとする場合は、端末機による利用者番号、暗証番号その他必要な事項の入力をもって前項の手続きに代えるものとする。

(許可事項変更等の承認書の交付)

第 8 条 市長は、前条の承認をしたときは、越谷市男女共同参画支援センター使用許可事項変更・取り消し承認書（第 6 号様式）を使用者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、予約案内システムによる使用者には、越谷市男女共同参画支援センター使用許可事項変更・取り消し承認書の交付を省略するものとする。

(使用許可の取り消し等の通知)

第 9 条 市長は、条例第 9 条第 1 項の規定により、使用許可を取り消し、又は使用を停止する場合は、その理由を付して越谷市男女共同参画支援センター使用許可取り消し等通知書（第 7 号様式）により、使用者に通知するものとする。

(使用料の納付)

10 条 使用者は、条例第 13 条に規定する使用料を使用許可書の交付の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第 11 条 条例第 14 条に規定する使用料の減額又は免除は、次に掲げるとおりとする。

(1) 免除

ア 市が使用するとき。

イ 市長が特に必要と認めるとき。

ウ 条例第 16 条第 1 項に規定する指定管理者が本来の目的のために使用するとき。

(2) 基本使用料の半額に相当する額の減額

ア 市が後援する行事に使用するとき。

2 使用料の減免を受けようとする使用者は、越谷市男女共同参画支援センター使用料減免申請書（第 8 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、越谷市男女共同参画支援センター使用料減免承認書（第 9 号様式）を使用者に交付するものとする。

(既納使用料の還付)

第12条 条例第15条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、支援センターのセミナールームを使用することができなくなったとき。
- (2) 条例第9条第1項の規定により使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用日の3日前までに使用の取り消しの申し出をし、市長がこれを承認したとき。

2 使用料の還付を受けようとする使用者は、越谷市男女共同参画支援センター使用料還付請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、支援センターのセミナールームを許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利をほかに譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第14条 支援センターの施設等を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する商行為をし、又は寄附の募集等の行為をしないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙をしないこと。
- (4) 騒音、怒声、放歌その他喧騒にわたる行為をし、又は他人に危害を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年7月6日から施行する。ただし、第2条から第13条までの規定は、平成13年5月6日から施行する。

附 則(平成16年規則第44号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例(平成13年条例第5号)第16条第1項の規定により指定管理者に支援センターの管理を行わせるときは、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則の規定により市長がした使用に係る手続

きその他の行為(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、この規則による改正後の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則の相当規定により当該指定管理者がした使用に係る手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成22年規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月28日から施行する。

附 則(平成24年規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第1項第2号の規定は、平成24年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

越谷市男女共同参画行政推進会議設置要領

平成6年6月23日市長決裁
最終改正令和8年3月6日市長決裁

(設置)

第1条 越谷市男女共同参画推進条例（平成17年条例第9号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、越谷市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例に基づく施策の総合的企画調整にすること。
- (2) 条例に基づく施策の推進にすること。
- (3) その他男女共同参画にすること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、副市長をもって充てる。
- (2) 副会長は、市長公室長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- (1) 幹事長は市長公室長をもって充てる。
- (2) 副幹事長は市長公室人権・男女共同参画推進課長をもって充てる。
- (3) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、推進会議の所掌事項に関し推進会議を補佐する。

4 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(推進員部会)

第6条 幹事会に推進員部会を置く。

2 推進員部会は、幹事会の指示に基づき、男女共同参画の推進に関する調査研究等（第7条第2項に規定するものを除く。）を行い、その結果を幹事会に報告する。

3 推進員部会は、部会長、副部会長及び推進員をもって組織する。

(1) 推進員は、別表3に掲げる課等の職員の中から、委員が推薦する者をもって充てる。

(2) 部会長及び副部会長は、推進員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(DV専門部会)

第7条 幹事会にドメスティック・バイオレンス被害者支援専門部会（以下「DV専門部会」という。）を置く。

2 DV専門部会は、幹事会の指示に基づき、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止及びDV被害者の保護支援に関する調査検討等を行い、その結果を幹事会に報告する。

3 DV専門部会は、専門部会長、副専門部会長及び専門部会員をもって組織する。

(1) 専門部会員は、別表4に掲げる課等のDV被害者支援に携わる職員の中から、委員が推薦する者をもって充てる。

(2) 専門部会長及び副専門部会長は、専門部会員の互選によってこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

5 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第8条 会長、副会長、委員、幹事長、副幹事長、幹事の任期は、その職にある期間とする。

2 推進員及び専門部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 推進員及び専門部会員が当該所属を離れた場合は、推進員については幹事が、専門部会員については、委員が、直ちに後任の推進員及び専門部会員の推薦を行うものとする。この場合において、後任の推進員及び専門部会員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 推進会議、幹事会、推進員部会及びDV専門部会の庶務は、市長公室人権・男女共同参画推進課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則（平成6年6月23日決裁）
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成12年4月10日決裁）
この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第5条、第8条及び別表の規定は平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年8月31日決裁）
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成13年4月20日決裁）
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成14年4月8日決裁）
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日決裁）
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日決裁）
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月5日決裁）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日決裁）
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日決裁）
この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月2日決裁）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日決裁）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日決裁）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日決裁）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日決裁）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月6日決裁）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

危機管理監
総合政策部長
財務部長
総務部長
市民協働部長
福祉部長
高齢介護部長
こども家庭部長
保健医療部長
環境経済部長
建設部長
都市整備部長
市立病院事務部長
教育総務部長
学校教育部長
消防長

別表2（第5条関係）

危機管理室長
総合政策部政策課長
総合政策部行政管理課長
財務部市民税課長
総務部人事課長
市民協働部市民活動支援課長
市民協働部市民課長
福祉部福祉総務課長
福祉部生活福祉課長
高齢介護部高齢福祉課長
高齢介護部地域包括ケア課長
こども家庭部こども政策課長
こども家庭部こども家庭センター長
保健医療部健康づくり推進課長
環境経済部経済振興課長
建設部道路総務課長
都市整備部都市計画課長
市立病院事務部庶務課長
教育総務部生涯学習課長
学校教育部指導課長
消防局消防総務課長

別表3（第6条関係）

危機管理室
総合政策部政策課
総合政策部行政管理課
財務部市民税課
総務部人事課
市民協働部市民活動支援課
福祉部福祉総務課
高齢介護部高齢福祉課
こども家庭部こども政策課
保健医療部健康づくり推進課
環境経済部経済振興課
建設部道路総務課
都市整備部都市計画課
市立病院事務部庶務課
教育総務部生涯学習課
学校教育部指導課
消防局消防総務課

別表4（第7条関係）

市民協働部市民課
福祉部生活福祉課
福祉部障害福祉課
高齢介護部地域包括ケア課
こども家庭部こども福祉課
こども家庭部保育支援課
こども家庭部保育施設課
こども家庭部こども家庭センター
保健医療部健康づくり推進課
保健医療部国保年金課
保健医療部保険総務課
環境経済部経済振興課
市立病院事務部医事課
学校教育部学務課
学校教育部指導課
学校教育部教育センター

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年12月18日 国連総会採択

1985年6月25日 日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加

することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割の差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の

国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の尊い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対

する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保す

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるか否かを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるものも問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約の対象とする分野において十分な能力を有する専門家から構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国
際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてき
たが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国
の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、
互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にか
かわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。こ
のような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一
世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社
会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。こ
こに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明ら
かにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体
及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的
かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経
済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現す
ることの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることに
より、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推
進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成
員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等
に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること
ができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを
いう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の
格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづ
れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい
う。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるこ
とを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお

ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反
映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でな
い影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻
害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会にお
ける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対
して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮
されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な
構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又
は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参
画する機会が確保されることを旨として、行われなければ
ならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介
護その他の家庭生活における活動について家族の一員と
しての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を
行うことができるようにすることを旨として、行われなけ
ばならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ
る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければ
ならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」とい
う。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合
的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参
画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び
その他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を
策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあ
らゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画
社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置そ
の他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成
の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に
関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形
成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）

を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項

の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。(施行の日=令和八年四月一日)

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和7年12月10日法律第53号

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取
組みが行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む
重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必
ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力
の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難であ
る女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳
を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護
するための施策を講ずることが必要である。このことは、女
性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取
組みにも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立
支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の
防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶
者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であ
って生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同
じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対す
る暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対
する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚
姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった
者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものと
する。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を
受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていな
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」
には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様
の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入
ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援するこ
とを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び
厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務
大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者
の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条
並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」とい

う。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一
項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画
の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び
民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようと
するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しな
ければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したとき
は、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県
における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施に関する基本的な計画（以下この条にお
いて「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地
方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する
事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重
要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即
し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村にお
ける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施に関する基本的な計画（以下この条にお
いて「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めな
ければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村
基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ
を公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本
計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言そ
他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生。）からのしている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次

に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報

記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする

者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が判れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体

に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の申立ての事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の申立ての事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の申立ての事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の申立ての事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四

十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの

原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判の効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同条第三項中「事項」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた

第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う

女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第	配偶者	特定関係者

十一條第二項第二号及び第三項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八條第一項		
第十條第一項、第十條の二並びに第十二條第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九條 保護命令（前条において読み替えて準用する第十條第一項から第四項まで及び第十條の二の規定によるものを含む。第三十一條において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第三條第五項又は第五條の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 第十二條第一項若しくは第二項（第十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二條第一項若しくは第二項（第二十八條の二において準用する第十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六條（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七條、第九條（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七條及び第二十八條の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二條第一項第四号並びに第十四條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三條 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十條の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十條第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十條第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八條第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三條 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一三三号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十條の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二條並びに附則第三條、第七條から第十條まで、第十二條及び第十五條から第十八條までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條、第七條第一項及び第八條の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四條 前二條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定
公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事

件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録を加える部分を除く。」、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十三條の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第四百九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定(民法第九十八條第二項及び第百五十一

条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十二条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和七年二月一〇日法律第八四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
最終改正：令和7年6月11日法律第63号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行方計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。（令七法六三・一部改正）

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（令七法六三・一部改正）

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市

第一章

第二章

第三章

第四章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第五章

資料

町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事柄について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める

女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当

する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認

を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めな

なければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、

整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に欠け掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十條第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八條第一項に規定する一般事業主又は第二十條第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二條 第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効

力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘察し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十九年三月三十一日法律第一四号）抄（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五號の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

- 一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄（施行期日）

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日

二 略

三 第一條中雇用保険法第十條の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二條の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める部分に限る。）、同法第五條の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八條の前に一條を加える改正規定を除く。）並びに第三條の規定（職業能力開発促進法第十條の三第一號の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五條の二第一項の改正規定及び同法第十八條に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五條、第六條及び第十條の規定、附則第十一條中国国家公務員退職手当法第十條第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四條第二項及び第十八條の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第十五條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和七年六月——日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」）の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。）

令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするため

の施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一章

第二章

第三章

第四章

基本目標Ⅰ

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅲ

基本目標Ⅳ

第五章

資料

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定

する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを

公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)

は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たつ

ては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意

しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身

の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した

費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一日法律第六十六号） 抄 （施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

7 用語の解説

行	用 語	説 明
あ	アンコンシャス・バイアス	自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。成長の過程において社会風潮などから無意識のうちに身につけていくもので、性別によって役割やあるべき姿を決めつけることもアンコンシャス・バイアスのひとつとされる。
	Well-being（ウェルビーイング）	個人の権利や自己実現が保証され、身体健康、心の健康、社会との関係性など広い範囲において良好な状態、幸福を感じられること意味する概念。何を幸せと感じるかはひとり一人によって異なることから、明確な定義はないとされる。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフにした際に、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇しM字型を描く現象のこと。
	L字カーブ	日本の女性の正規雇用率をグラフにした際に、結婚・出産期にあたる年代から右肩下がりに低下し、アルファベットのLを寝かせた形状に見える現象のこと。
	LGBT （LGBTQ）	性的少数者であるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（性的指向が男性・女性どちらにも向く人）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）の頭文字をとった言葉で、社会的に少数派となる人たちの総称として使われることがある。LGBTの枠に当てはまらない人（クイア、クエスチョニング）の人も含めLGBTQ、LTBTQ+などと表すこともある。
	LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）	すべての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することを目的とするもの。令和5年6月23日公布・同日施行。
	エンパワーメント	自分自身の能力を最大限に発揮し、自己決定や自己実現を行えるよう力に引き出すこと
か	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な状況に直面することが多いことにかんがみ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするもの。令和4年5月25日公布、令和6年4月1日施行。

行	用語	説明
か	国連女性機関 (UN Women)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのために活動する国連機関。女性と女兒のためのグローバルな支援者として、世界全域で女性と女兒のニーズに応える仕事をさらに前進させるため、平成 22 (2010) 年 7 月の国連総会決議において、既存のジェンダー関連 4 機関を統合して新たな機関を発足させることが決定された。
さ	性的指向	恋愛感情や性的感情を抱く対象となる性別を示す概念のこと。異性、同性、両性いずれに向く人や、どのような性別にも恋愛感情や性的感情を抱かない人などもある。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) という。
	ジェンダーアイデンティティ (性自認)	自分の性をどのように認識しているかということ。生物学的な性別と一致する人、一致しない人のほか、「どちらでもない」「どちらの性別か分からない」などの認識を持つ人もいる。「性自認」、「心の性」と表すこともある。
	持続可能な開発目標 SDGs (エス・ディー・ジーズ)	2015 年 (平成 27 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本法方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。平成 27 年 9 月 4 日公布・同日施行。令和 8 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限立法であったが、令和 7 年 6 月 11 日の改正により、令和 18 年 3 月 31 日まで延長された。
	性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「こどもを産むか産まないか」を決定する権利のこと。SRHR と表すこともある。
	性的同意	性的な行為を行う際に、相手がその行為を積極的に望んでいるかを確認し合うこと。性行為だけでなく、手をつなぐ、キスをするなどの身体への接触や、避妊方法なども含む。同意のない性的行為は性暴力にあたる。

行	用 語	説 明
さ	性別による固定的役割分担意識	個人の能力などにより役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など、男性、女性という性別を理由として、固定的な考え方により役割分担を決めること。
	セクシュアル・ハラスメント	性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要などにより個人の生活環境を害することや不利益を与えること。
た	多様な性	性には、①身体的な性（生まれたときの身体的特徴による性）②ジェンダーアイデンティティ（自分が認識している性）③表現する性（言葉遣いや髪形、服装など、自分が表現したい性）④好きになる性の4つの要素がある。身体的性とジェンダーアイデンティティが必ずしも一致するわけではなく、好きになる性も異性とは限らない。性のあり方は、人の数だけバリエーションがあり、多様な性が存在する。
	デートDV	交際中のカップルの中で起こる、身体的、精神的、経済的、性的暴力などあらゆる形態の暴力によって相手を支配・コントロールし、その人の安全や自由を奪う行為。
	ドメスティック・バイオレンス/DV	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった相手からの、身体的、精神的、性的、経済的な暴力といったあらゆる形態の暴力で、相手を支配・コントロールし、その人の安全や自由を奪う行為。
は	（越谷市）パートナーシップ宣誓制度	双方又は一方が性的少数者である2人が、人生のパートナーとして協力し合う関係であることを公的に認める制度。住宅や医療など日常生活における困りごとの軽減を図ることを目的とする。法的効力を持たないため、法律婚による権利や義務（相続、扶養など）は生じない。また、制度の内容は実施自治体によって異なる。越谷市では令和3年4月1日から実施。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成13年10月13日施行
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供・援助を行う。
	ハラスメント	嫌がらせ、いじめを意味し、さまざまな場面で、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるなどの言動のこと。
	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」の地域での相互援助活動の連絡、調整を行う事業。保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを行う。

行	用 語	説 明
は	ファミリーシップ制度	性的少数者のカップルとそのこどもの関係性について自治体が公的な書類を交付する制度。越谷市においては令和5年4月1日から、パートナーシップ制度を利用したカップルが希望する場合、こどもを家族として登録ができることとしている。
ま	マタニティ・ハラスメント	妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを行うこと。
	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みや偏ったものの見方のこと。育った環境や集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念、固定観念となっていくもの。
	メディア・リテラシー	メディアの特性を理解し、メディアが発信する情報を主体的に読み解き、評価・吟味する能力。また、メディアを活用して自己表現を行う能力。
ら	ライフステージ	人間の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けて考えた段階のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	ワンストップ支援	複数の場所や担当に分散していた窓口を一元化することによって、複雑な手続きを簡素化し、相談者の負担軽減となるよう支援を行うこと。

第4次越谷市男女共同参画計画（改定版）

～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～

令和8年（2026年）3月

編集 越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9113